

特許庁委託事業

企業再編・撤退過程における 知的財産権・営業秘密保護のマニュアル

(2026年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所

知的財産部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)上海事務所が上海市華誠律師事務所にて作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海華誠律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海華誠律師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先:

ジェトロ・上海事務所

E-mail : pcs06@jetro.go.jp

JETRO

企業再編・撤退過程における 知的財産権・営業秘密保護のマニュアル

目次

前書き	5
第一章 企業再編・撤退における知的財産権分野のリスクおよびコンプライアンス対応	6
一、リスクパターンの概要	6
(一)権利帰属に関するリスク	6
(二)評価リスク	11
(三)契約リスク	13
(四)営業秘密漏洩リスク	16
(五)その他リスク	17
二、事前準備段階	21
(一)デューデリジェンス	21
(二)知的財産権の価値評価	29
三、取引実行段階	33
(一)知的財産権取引構造の設計	33
(二)契約条項の設計	38
四、取引完了後	42
(一)権利帰属移転手続き	42
(二)制度の統合	43
(三)継続的なモニタリングとリスク対応	44
第二章 企業再編、撤退における営業秘密管理と保護	47
一、営業秘密漏洩のリスクと事例	47
事例 1—M&A 整合の失敗による秘密漏洩	47
事例 2—M&A 取引における営業秘密管理の逸脱による訴訟リスク	48
事例 3—株主が営業秘密を技術出資として、適正な履行がなされず株主権益が毀損された	51
二、事前準備段階	54
2.1 機密情報の整理および管理	54
2.2 機密関係者の整理および統制	59

2.3 取引相手方の選定.....	62
2.4 秘密保持契約(NDA)	64
三、取引実行段階	70
3.1 取引書類への営業秘密保護条項の組込み	70
3.2 秘密情報取扱者へのコミュニケーションおよび対応.....	71
四、取引完了後における秘密情報の取扱いメカニズム.....	73
4.1 秘密保持義務履行の通知	73
4.2 回収・廃棄証明の取得	73
4.3 内部自己点検	74
五、その他の関連事項.....	76
5.1 リバースエンジニアリングおよびその対応.....	76
5.2 秘密情報の権利帰属に関する紛争	78
六、営業秘密漏洩後の法的救済	80
6.1 是正措置.....	80
6.2 営業秘密の整理および証拠準備.....	81
6.3 権利行使手段の検討および準備.....	84

前書き

現在の世界経済情勢の激変に伴い、日系企業のうち、自社の市場戦略調整やグローバルサプライチェーンの再構築を考慮し、中国事業の再編や段階的な閉鎖、それに伴う中国市場からの撤退や規模の縮小を進めている企業も少なからずあるかと思われます。かかる企業が事業再編プロセスにおいて知的財産権関連事務を適切に処理し、潜在リスクを効果的に管理・予防することを支援するため、本マニュアルは企業再編・撤退段階で直面し得る知的財産権リスクを体系的に整理し、対応上の注意点とコンプライアンス対応内容を対象別に提示し、企業が秩序ある再編・撤退作業を推進するための実務的な参考事例を提供いたします。

中国法において、広義の知的財産権は、著作権、特許権、商標権、営業秘密、地理標識、集積回路配置設計、植物新品種などが含まれます。企業は再編または撤退プロセスにおいて、その保有する知的財産資産を体系的に整理し、各権利の帰属を明確にし、その保護期間と保護範囲を確認する必要があります。また、実際の経営ニーズに基づき、知的財産権の譲渡、ライセンスなどの今後の処置を適切に計画し、組織構造調整の期間中に知的財産権が損なわれることなく、その市場価値を維持できるように整います。

知財権の他、営業秘密は特に注意が必要となります。自動的に権利が発生する知的財産権(著作権、コンピュータソフトウェアなど)や、行政手続きを通じて付与される権利(特許権、商標権など)とは異なり、営業秘密の権利形成は、企業自身が実施する「管理行為」に依存します。企業は自ら「相応の秘密保持措置を講じ」、ビジネス情報が「公衆に知られていない」状態を保証して初めて、営業秘密の法的保護を得ることができます。企業再編・撤退プロセスでは、持分構造の変更、会社の身分調整、大規模な人員の流動、第三者に対するデューデリジェンス対応などにおいて、営業秘密漏洩のリスクが著しく高まる可能性があるため、特に注意を払い対象を絞った予防措置を講じなければなりません。

第一章

企業再編・撤退における

知的財産権分野のリスクおよびコンプライアンス対応

一、リスクパターンの概要

(一) 権利帰属に関するリスク

権利帰属リスクは、企業再編や撤退において最も影響の大きい知的財産リスクであり、一般的な問題としては、権利の帰属が不明確、登録状況と実態が一致せず、権利制限が未開示などの状況が挙げられる。これらは取引の効力に直接的な影響を与え、または今後の権利帰属紛争を引き起こす可能性がある。

1. 職務発明、職務著作物の特定が不十分

従業員の職務行為と非職務行為を明確に区別できていない場合、職務発明と非職務発明、職務著作物と非職務著作物の区別が曖昧となり、従業員が退職した後、知的財産権の帰属が争われる事態が生じる。

企業としては、事前に従業員の職務行為および職務関連知的財産権の範囲を明確に定めておくことが、今後の紛争を最大限回避するために不可欠である。例えば、従業員の入社時に職務創作の権利帰属に関する契約を締結していない場合や、技術開発記録が不十分なために「企業の物的技術的条件の利用」や「職務の執行」などの要件を証明できない場合ではリスクとなる。このため、企業は以下の点に注意すべきである。

(1) 権利帰属に関する約定を明確にする

労働契約に知的財産権条項を追加し、従業員が職務執行中または企業のリソースを利用して生み出した知的成果の知的財産権は企業に帰属することを明確にする。従業員は企業に対し、知的財産権の出願、登録、記録などの手続きへの協力義務を負う。重要な研究開発職に従事する従業員については、「知的財産権帰属契

約書」「機密保持契約書」などの契約締結を追加で求める。

(2) 記録の保存管理の強化

企業の研究開発・設計関連記録の保存管理を強化する。具体的には、従業員への創作・研究開発・設計業務の指示記録、原稿および修正記録、チームおよび社内における議論の会議録、確定版ファイルなどを確実に保存する。

(3) 報奨制度の整備

「著作権法」第 18 条および「専利法」第 15 条はいずれも、企業は職務発明または職務著作物を完成させた著作者、発明者、考案者に対し経済的報奨を与えるべきことを規定している。適切な報奨制度は従業員の創造意欲を高めるだけでなく、知的財産権の出願など企業の手続きへの協力を従業員がより積極的に行うよう促す効果がある。報奨制度は企業の関連規程において明確に規定し、事後の紛争を防止すべきである。

(4) 営業秘密保護の体制整備

企業の営業秘密保護規程を整備し、営業秘密の範囲と権利帰属を明確化するとともに、営業秘密に対する機密保持措置を設定する。これにより、従業員が未完成の創作・研究開発・設計段階にある知的財産権を事前に漏洩したり、退職後に企業が開発中の機密情報を不正に持ち出したりすることを防止する。

◇ 営業秘密と特許／著作物の関係

なぜ、特許権や著作権の帰属リスクについて議論する際に、営業秘密の保護が関わってくるのでしょうか。

その本質的理由は、営業秘密と特許／著作物はいずれも企業の知的創造の成果であり、両者の違いは企業が選択した保護手法の違いに過ぎないからである。つまり、知的成果を公開して特許出願することを選択すれば特許権が成立し、知的成果を公開せず、企業自身の保護措置によって他者に知られないようにすることを選択すれば営業秘密が成立する。

大半の企業において、営業秘密と特許／著作物は共存・相補の関係にあ

る。すなわち、開発段階にある知的財産権については、企業は営業秘密の形態で秘匿することが一般的であり、開発が完了したものについては、企業の必要性に応じて公開による特許出願を選択することも、秘匿を続けて企業の技術ノウハウ(ノウハウ秘密)として保護することを選択することも可能である。

したがって企業にとって、営業秘密は単に企業の知的財産ポートフォリオを豊かにするだけでなく、開発中の知的財産権を保護する最も効果的な手段。ただし、営業秘密が保護を受けるための条件の一つは、企業が合理的な機密保持措置を講じていること。もし企業が合理的かつ効果的な営業秘密保護体制を構築できていない場合、知的財産権が開発過程において損害を受けても、効果的な権利行使ができない事態が生じる可能性がある。

2. 共同開発または委託開発の成果帰属が不明

企業が他社と共同で開発を行う場合、他社に開発を委託する場合、あるいは他社からの開発委託を受ける場合において、書面による権利帰属契約を締結していないと、取得した知的財産権の帰属が不明確となるおそれがある。

特に、「専利法」と「著作権法」では、共同で創作された成果および委託によって創作された成果の権利帰属に関する規定が一致していない。実務上、多くの企業がこの二つの法律の規定を混同した結果、知的財産権の帰属について誤った判断を下し、それが紛争に発展するケースが見受けられる。

前述のとおり、「専利法」および「著作権法」いずれかの規定でも、当事者自身が権利帰属について別段の合意をすることができ、その合意が優先される。したがって、共同開発や委託開発など複数の当事者が関与し、知的財産権に関する紛争が生じる可能性がある場合には、書面による契約によって共同成果の知的財産権の帰属を明確に定めることに十分留意する必要がある。

◇ 裁判事例

A社とB社は「歩数計ハードウェア開発契約」を締結し、A社が機能要件を提

供し、B社が構造およびハードウェアの設計・製造を担当して歩数計ハードウェアの開発を完了させることを定めた。しかし、契約書には研究成果の知的財産権の帰属が明確に定められていなかった。

プロジェクトの開発過程において、A社の法定代表者C氏がID(工業デザイン)の外観デザインの方向性を主導し、B社の従業員D氏が内部構造の設計及び製図作業を担当した。その後、D氏は個人名義で「スマートリストバンド」の意匠特許を出願し、権利を取得した。A社は自社が実際の開発者であると主張し、特許権の帰属確認を求めて訴訟を提起した。

裁判所が審理した結果、本事例の契約には知的財産権の帰属についての定めがないため、実際の開発における分業状況、往来証拠及び事後的行動を総合的に考慮して判断すべきと認定した。現存する証拠から、D氏が外観デザインの方向性を主導していたこと、C氏の製図作業は分担職責の履行であったことを裏付けることができる。また、A社はD氏の特許出願を知らず、後に特許権侵害紛争においては製品デザインの修正を承諾するなど、その行動は黙示の承諾を構成した。

本事例は、企業間の共同開発において知的財産権の帰属を定めなかった場合の重大な結果を浮き彫りにしている。すなわち、権利帰属に関する紛争が生じやすいだけでなく、権利を主張する側の立証負担が増大し、たとえ実際に開発作業に参加していたとしても、明確な合意がないために知的財産権上の利益を喪失する可能性がある。

3. 権利負担を披露せず、取引に影響を及ぼす

「民法典」第440条及び第444条の規定では、譲渡可能な登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権に含まれる財産権は質権を設定することができ、質入れ後は質権者の同意なくして譲渡又は他人に使用許諾してはならないと規定している。さらに、権利者が知的財産権を第三者に独占的に実施許諾した場合、権利者自身も当該知的財産権を使用できなくなる。

このような状況下では、権利者は依然として知的財産権を保有しているが、そ

の権利は第三者による制約を受けており、法的には一般的に「権利負担」と呼ばれる。

企業の再編・撤退の過程において、知的財産権を譲渡する場合や、企業が知的財産権を統合する場合には、取引前に当該知的財産権に質権・抵当権の設定や、既存の独占的実施許諾に基づく権利負担が存在することを開示しなければならない。企業が法的に要求される権利負担の開示を怠った場合、取引の引渡し段階で権利の制約により移転が完了しない、取引相手方から異議が提起される、さらには企業の再編・撤退取引そのものが失敗に終わる可能性がある。

4. 登記上の権利者と実質的な権利者が一致せず、名義変更手続が未完成

「商標法」第 42 条および「専利法」第 10 条の規定では、知的財産権の譲渡は登記／認可を経て初めて効力を生じると規定している。登記名義人と実質的な権利者が一致しない場合、権利移転手続を完了することができず、登記名義人から権利行使される可能性がある。

実務上では、過去の経緯（例：創業期に他の主体名義で知的財産権を出願した場合）や、M&A 後の名義変更手続の未処理などの理由により、知的財産権の登記名義人が元株主、関連会社または退職者となっているケースが散見され、これが企業再編・撤退の取引において円滑な権利移転を妨げる要因となる。

5. 国際取引における標的国・地域での未登録

知的財産権は地域性を有し、登録／認可を受けた国・地域でのみ法的保護が及ぶ。このため、例えば中国現地法人のコア技術や商標が中国、日本のいずれかのみで登録されている場合、国際取引に際して事業を海外に移転または海外企業と合併しようとしても、標的国・地域で知的財産権の保護を取得していなければ、取引後に現地で事業展開する際に侵害訴えを受けるリスクや、他者の模倣を阻止できない事態が生じる可能性がある。

◇ 裁判事例

ある有名家電メーカーは、中核的な英文ブランド識別標識を日本本土で商標登録しており、高い知名度と評価を得ていた。しかし、中国市場へ進出する前に、対象地域での商標登録を完了していなかった。これに対し、現地の主要家電企業が、対象市場において類似する標識(わずかな大文字小文字の違いのみ)の商標出願を先行して行い、その後、国際的な登録展開を進めた。

当該企業が中国での越境事業統合を開始した際、商標先駆け登録を行った企業から商標権侵害を理由に訴訟を提起され、やむなく一時的に新しい類似ブランド識別標識を使用して事業を展開せざるを得なくなった。これにより、ブランド再構築の追加コスト高騰のみならず、事業再編の推進スケジュールに重大な遅延をもたらした。双方は数年にわたる協議・交渉を経て、最終的に当該企業が相当の対価を支払うことで対象市場におけるブランド識別標識の使用権を買い戻すことに合意した。

(二) 評価リスク

評価リスクとは、市場競争力の変化や評価方法の不適切さなどの原因により、知的財産権の実勢価値が評価額、取引価格または帳簿純価額と一致せず、企業に経済的損失をもたらすリスクを指す。特に国際再編や国有資産が関与する再編においては、価値評価の不適切さがコンプライアンス上の責任追及を招く可能性もある。

1. 不適切な評価方法

実務において、誤った評価方法により知的財産権の価値が不正確に算定されるケースは非常に多く見受けられる。知的財産権評価には複数の方法があり、それぞれ異なる状況に適用される。不適切な評価方法を採用すると、知的財産権の評価額が大きく偏る可能性がある。

例えば、市場潜在性の高い知的財産権に対し、安易に原価法を適用した場合、市場での収益能力を無視し、研究開発費や出願費用のみを基に算定すると、評価額はその市場経済的価値を大きく下回る可能性がある。

また収益法を適用する際、パラメータの前提設定が不合理な場合、ライセンス

料率や収益期間を過大に見積ることにより、評価額が実際より不当に高く算出されるリスクがある。

2. 技術革新と市場変化による価値変動

知的財産権の価値は、市場構造や技術の革新に大きく左右され、短期間で大幅に変動する可能性がある。代表的なリスクシナリオとして、以下のようなケースが考えられる。例えば、コア技術が新技術に代替されること、商標が市場での不祥事により評価が落とされること、製品ライフサイクルの短縮化や市場からの撤退などにより、知的財産権の価値が大幅に減損し、企業が巨額の資産減損損失を被る原因となり得る。

一方、市場構造の変化により、知的財産権の価値が突如として上昇するケースもある。例えば、環境規制の強化により、排ガス処理やクリーンエネルギー技術の価値が高まる。または欧州連合(EU)一般データ保護規則(GDPR)の施行により、プライバシー保護技術やデータ匿名化技術に関する特許の価値が顕在化する。

企業の再編や撤退プロセスは、数か月から数年と長期に及ぶ場合があり、その期間中に知的財産権の価値が大きく変動する可能性がある。企業は、再編・撤退取引の開始時点でこのような価値変動に備えるとともに、取引プロセス全体を通じて知的財産権の価値動向を注視する必要がある。

3. 知的財産権の実施許諾期間が満了

技術集約型産業では、多数の知的財産権に関する相互実施許諾が行われることが多く、企業の生産・経営の中核の知的財産権が他者からの許諾に依存している場合、企業価値評価時には実施許諾の残存期間を確認するとともに、許諾期間満了後の更新可能性などの要素を総合的に検討する必要がある。取引完了後に許諾期間が満了し、かつ権利者が更新を拒否した場合、関連事業が停止に追い込まれ、紛争が生じるリスクがある。

4. 知的財産権の喪失・価値減損

企業が保有する知的財産権は、存続期間中に様々な理由によりその権利が喪失または価値が減損する可能性がある。例えば、特許や商標が無効(または一部無

効)と宣告されたり、商標が不使用を理由に取消請求を受けたりするケースが挙げられる。実務上では、知的財産権の譲渡後に権利喪失が発生した事例や、取引において権利の状態が適切に引き継がれず、権利更新手続の未履行により権利喪失が生じた事例もあり、このような場合、譲渡者と譲受者はしばしば訴訟に発展している。

企業は、撤退・再編前に知的財産権の動的情報を記録する仕組みを構築し、出願審査から権利化までの全プロセスを記録するとともに、既存または潜在的な権利上の障害について十分な分析・記録を行う必要がある。さらに、取引相手が事前に知的財産権の権利状況を十分に把握できるようにすることで、万一紛争が生じた場合に双方の責任を明確化することができる。

5. 知的財産権と事業の分離に伴う価値毀損

一部の知的財産権は、関連する人材や設備などの条件と切り離して使用することはできない。企業の撤退・再編プロセスでは、複雑な事業変動、資産変動、人員変動が伴い、知的財産権が付随する事業や技術チームから分離された場合、予想されていた価値を実現できない可能性がある。例えば、特許のみを譲渡しても関連技術者や生産設備が移転されなければ、譲受者は特許の実効性を発揮できず、その価値は予想を大幅に下回る結果となる。

企業は、撤退・再編プロセスにおいて、知的財産権が特定の人材・設備などどの程度結びついているかを評価し、取引前に相手方に対しこれらの状況を十分に開示する必要がある。これにより、相手方は知的財産権の価値と取引条件を包括的に評価することが可能となる。

(三) 契約リスク

1. 権利の瑕疵担保責任に関する定めが不明

有体物の所有権移転においては、移転過程における毀損・滅失の責任分担ルールについては、比較的明確な法的規定が存在する。しかし、無体物である知的財産権については、その譲渡前後に権利上の瑕疵が生じた場合の責任の区分については、依然として多くの争いがあり、この点については企業が契約条項によって権利瑕疵担保責任の問題を明確に定めておくことが求められる。

したがって、企業は撤退や再編の際、権利瑕疵に関する責任分担を明確に区別する必要がある。例えば：譲渡者は、譲渡する知的財産権の帰属に争いがなく、権利負担（担保権等）がないことを保証する。譲受人は、知的財産権譲渡後に無効審判請求などを受けた場合、その対応を自らの責任で行い、譲渡者は必要な技術的協力を提供するなど、取引の具体的状況に応じて定めることが望ましい。

2. 実施許諾条件が不明確

知的財産権の実施許諾は、以下の理由から紛争が生じやすい：

- ①許諾の種類（独占的、排他的、通常実施許諾等）が明確でない。
- ②地域的範囲が明確でない。
- ③知的財産権の使用期間が明確でない。
- ④再実施許諾（サブライセンス）の可否と条件が明確でない。
- ⑤異なる許諾範囲を設定する場合、それぞれの許諾間での期間、地域、権利内容、使用態様の区別が明確でない。

紛争を防止するため、企業は以下の点に留意して明確な条項を設けるべきである：

- ①許諾の種類を明確にし、曖昧な表現を避ける。
- ②地域的範囲を明確化する。例：「A カテゴリー製品の中国本土における製造および販売に限る。広告宣伝や派生製品の開発には使用できない」。
- ③再実施許諾の可否を明確化する。例：「被許諾者は第三者への再実施許諾を行ってはならない。再実施許諾が必要な場合は、許諾者の書面による同意を要する」。同時に、許諾契約の登録（備案）義務についても定めておく。

◇ 裁判事例－実施許諾の種類をめぐる紛争

A は係争中の実用新案特許の権利者であり、B 社に対し当該特許の実施を許諾した。両者が締結した「業務提携契約書」には「第三者への再許諾は認めないが、自社の生産権は留保する」と規定されていた一方、別途締結された「特許実施許諾契約書」には「独占的実施許諾」との文言が用いられていた。B 社はこれに基づき、本契約が独占的実施許諾に該当すると主張した。

裁判所は、契約書における実施可能範囲の規定及び双方の協議経過等の記録を総合的に勘案し、本契約は独占的実施許諾ではなく排他的実施許諾に該当すると認定し、B社の独占的実施許諾権確認請求を棄却した。

3. 引渡し条件と手続きに関する規定の不備

企業の再編・撤退プロセスにおいては、譲渡契約において知的財産権の移転に関する引渡し条件(例:対価の支払い比率、権利登録の完了時期)が明確にされていない、または譲渡者が名義変更登記手続きに協力する義務が定められていないなど、契約の不備により引渡し後の権利移転が円滑に完了しないリスクがある。

したがって企業は、以下の点に留意して条項を明確化すべきである:

①引渡しの前提条件:譲渡者が、完全な知的財産権リスト、権利証書などを提出することを要件とする。

②引渡し後の履行事項:譲渡者が、合意された期限内に知的財産権の登録、記録(備案)などの手続きに協力する義務を明記する。

4. 権利負担の責任の所在に関する定め欠如

企業の撤退・再編プロセスにおいて、対象企業の知的財産権につき既に侵害行為が存在していることが発覚していない場合、後々関係者間で紛争が生じる可能性がある。

したがって、取引当事者は、契約において、知的財産権に関連する侵害紛争、行政処分、損害賠償責任がどのように分担されるかを事前に明確に定めておく必要がある。

5. 改良成果の帰属に関する定めが不明

企業の撤退・再編に伴い知的財産権が譲渡された後、譲受人または譲渡者のいずれも当該知的財産権を基にした改良、更新、用途特化型の研究開発等を行い、新たな技術的成果を生み出す可能性がある。契約においてこの改良成果の帰属が定められていない場合、双方による権利紛争を招き、事業の継続性を損なうおそれがある。したがって企業は、契約において改良成果の帰属に関するルールを明確に定め、将来的な権利紛争を防止すべきである。

(四) 営業秘密漏洩リスク

企業の再編・撤退プロセスでは、人員の流動性の高まり、資産の棚卸し、協力関係者の介入などにより、営業秘密の漏洩が発生しやすくなる。さらに、企業の撤退・再編取引において、対象企業の顧客リスト、財務データ、機密製造プロセスなどの営業秘密の譲渡が伴う場合、秘密保持の要件はより複雑化する。

例えば日本企業甲が、中国大陸に設立した子会社 A 社及びその保有する営業秘密を、乙社に譲渡するケースを想定する。一般的な情報漏洩の問題に加え、以下の点に注意が必要。

1. 従業員の守秘義務の複雑さ

A 社の従業員にとって、取引完了前は、A 社の営業秘密を乙社に漏洩しないよう注意する必要がある。一方、取引完了後は、逆に A 社(譲渡後は乙社の一部となる)の営業秘密を甲社に漏洩しないよう注意しなければならない。

この過程で、A 社従業員はいつ、誰に対して守秘義務の対象を切り替えるべきでしょうか。どの情報を乙社に対して秘密にすべきか。また、どの情報を甲社に対して秘密にすべきか。譲渡プロセス中に、乙社が非公式に A 社従業員に接触し、A 社の顧客取引リストの提供を求めた場合、A 社従業員はそれを提供してもよいのでしょうか。この過程で関わる守秘義務は極めて複雑であり、事前に詳細な秘密保持要件を策定し、従業員に徹底させる必要がある。

2. 取引中止に伴うリスク

取引前、A 社は乙社によるデューデリジェンス(財務・法務等の詳細調査)に協力する必要があり、取引完了前に大量の A 社営業秘密情報を開示せざるを得ない場面が生じる。万が一、最終的に取引が不成立に終わった場合、乙社がデューデリジェンスで取得した A 社の営業秘密情報を完全に返還・廃棄することをどのように保証するか。取引前に、取引当事者間で厳格な秘密保持契約を締結し、要件を明確化しておく必要がある。

3. 従業員の忠誠心に関する課題

A 社従業員にとって、甲社は関係が断たれようとしている「元雇い主」であり、乙

社はこれから自分の「新たな雇い主」となる。このような状況下で、A 社従業員が依然として甲社の利益を守ろうとする意欲を維持させるには、どのような対応が必要か。移行期間を含めた綿密な従業員向け秘密保持規定の策定と管理が不可欠だ。

4. 情報の切り離し(スピンオフ)の難しさ

例えば、甲社が A 社の顧客リストを一緒に譲渡したくない場合、甲社はその顧客リストを A 社から切り離し、A 社とそれまでの顧客との協力関係を断つ必要がある。これには、営業秘密情報の管理体制、従業員管理など、異なる視点からの対応が求められる。

(五)その他リスク

企業再編・撤退においては、他にも見過ごされがちだが影響の大きい知的財産権関連リスクが存在し、実施リスクや未決知的財産権案件の見落とし等が挙げられる。これらのリスクは発見が難しく、関係する当事者も多岐にわたることから、連鎖的な損失を引き起こす可能性がある。以下に、その他の主要な知的財産権リスク類型を簡潔に列挙する。

1. 実施リスク

実施リスクとは、企業が知的財産権を保有していても、それを実施(利用)する際に第三者の権利を侵害する可能性があるリスクを指す。知的財産権に実施リスクが存在することは、その価値に大きな影響を及ぼす。企業は再編・撤退取引前に、対象となる知的財産権に実施リスクが潜んでいないかについて、十分な調査・開示を行うことで、事後の紛争を回避すべきである。

◇ **知的財産権の保有は、必ずしもその権利を自由に実施できるわけではない**
多くの企業は、知的財産権を所有することは当然にその権利を行使できることを意味すると理解している。例えば、企業がある特許を保有していれば、その特許を用いて製品を製造・販売できると考えるわけである。しかし、これは知的財産権に関する典型的な誤解である——知的財産権を所有することは、その権利を自由に実施できることを意味するわけではない。
特許を例に説明する:A 社が医薬品の製造方法を開発し、それを発明特許 A

として出願した。B 社は発明特許 A を基に一部の工程を改良し、より効率的な製造方法を開発した。この場合、B 社は新しい製造方法を新たな発明特許 B として出願できるが、発明特許 B の実施は発明特許 A を前提としている。したがって、A 社が B 社に対し発明特許 A の実施許諾を与えて初めて、B 社は発明特許 B に基づく製造方法を用いて医薬品を生産できるようになる。著作権や商標権にも同様の規定がある。著作権を有する作品であっても自由に複製・頒布できるとは限らないし、登録商標であっても先使用権を侵害する可能性がある。法理論上、これは知的財産権が「差止請求権(阻却権)」——他者の特定行為を阻止する権利——に属し、権利者自身が必ずその行為を実施できる権利を含むものではないからである。

実務上、この問題を誤解している企業は少なからず存在する。知的財産権を取得すれば自由に実施できると誤認し、実施リスクの評価と対応を完全に看過した結果、多くの紛争が生じている。

2. 技術成果の事業化(実用化)をめぐる紛争リスク

技術成果がその商業的価値を実現するためには、最終的に具体的な製品に應用され、市場に投入する必要がある。技術的研究開発成果を具体的な製品として定着させるプロセスは、一般的に技術成果の「事業化(実用化)」と呼ばれる。

この技術成果の事業化の成否は、重大な紛争を引き起こす可能性がある。

例えば、知的財産権の評価において収益法が用いられ、ある特許が年間 500 万人民元の利益を生み出すという前提に基づいて特許 A の価値が算定されたとする。譲渡完了後、譲受者が特許 A を製品化したところ、その実施コストが予想を大幅に上回り、実際に生み出す利益は年間 100 万元に過ぎないことが判明した。この結果、譲受者は特許 A の評価額が不当に過大であると主張する事態が生じる。

技術成果の事業化に関する紛争は、実質的に以下の 2 種類に分類できる：

(1) 技術成果の評価金額に関する紛争

前文にある「(二)評価リスク」を参考。ここでは割愛する。

(2) 技術成果の事業化義務の帰属に関する紛争

技術成果の事業化のプロセスは、実質的には技術成果に対する「二次開発」で

ある。したがって、技術成果が事業化に至らなかった場合、または事業化によって実現された価値が著しく低下した場合、この事業化の義務がどちらの当事者に帰属するのかが問題となる。つまり、譲渡者が特許を譲受人に移転すれば義務を完遂したとみなされるのか、それとも譲渡者は特許が確実に事業化され使用に耐えることを保証しなければならないのかなどがポイントになる。企業は、取引前に技術成果の事業化義務を負う当事者を明確に定義しておく必要がある。

3.引き渡しにおける瑕疵のリスク

知的財産権の譲渡には、権利の移転に加えて、多くの場合関連資料の引渡しに伴う。例えば、特許に付随する技術文書や研究開発記録、商標の使用証拠や意匠記録、コンピュータ・ソフトウェアのソースコードや更新履歴などである。一部の知的財産権譲渡では、技術ノウハウの引継ぎも対象となり、例えば譲渡人が譲受人に対し試作生産の指導を行うことが求められる場合もある。

引渡しの完全性・正確性をめぐっては、譲渡者が知的財産権および関連資料を充分、正確に引き渡したか否かがしばしば争点となる。

企業は、取引前に以下の点を明確に合意しておく必要がある：

- ①引渡しを要する知的財産権関連資料の範囲と、その引渡し完了の基準。
- ②引渡し後は、引渡し記録および受領証（サインオフ記録）を確実に保存し、後の紛争を防止すること。

◇ 裁判事例

A社とB社はソフトウェア著作権譲渡契約を締結し、A社が20件のソフトウェア著作権およびソースコード、ドキュメント等の関連資料を譲渡し、代金は1200万元と定めた。B社は一部の代金を支払った後、A社がソースコードとドキュメントを完全に引き渡しておらず、資産譲渡に協力していないことを理由に残金の支払いを拒否し、反訴で契約解除と返金を求めた。本件の核心的な争点は、引渡しの完全性の認定にある。

裁判所の審理により、係争ソフトウェアについては既に著作権の名義変更登記が完了しており、かつ契約には「契約締結前に譲渡手続きが完了している

場合は、引渡しが完了したものとみなす」との明確な定めがあることが確認された。これに加え、B 社が実際に当該ソフトウェアを使用していた事実等を総合して、裁判所は A 社の引渡し義務履行が完了していると認定した。最終的に裁判所は、B 社に対し残金 878.375 万元及び違約金 120 万元の支払いを命じ、B 社の反訴を棄却する判決を言い渡した。この事例から、ソフトウェア著作権譲渡における引渡しの完全性の認定については、裁判所が契約の定めと実際の履行状況を証明する証拠を核心的な判断根拠とする可能性が高いことが示されている。

従い、企業が取引プロセスにおいて契約の条項、特に「引渡し」の対象と完了基準を明確に定めることに重点的に留意すべきである。

二、事前準備段階

事前準備は、知的財産権リスクを防止する基盤であり、その核心はデューデリジェンス(Due Diligence)と価値評価の二大要素で構成される。これらは、知的財産権の法的状態、商業的価値、潜在的リスクを包括的に把握する必要がある。

(一)デューデリジェンス

デューデリジェンス(Due Diligence)は、審慎調査または慎重性調査とも呼ばれ、英米法に由来する概念である。これは、投資プロセスにおいて、投資家が対象企業の財務・経営状況、資産・負債状況、法的関係、潜在リスクなどについて実施する一連の調査を指す。その目的には、対象企業の適正な評価・価格設定の把握、取引構造及び条件の確定、事後の統合計画の策定などが含まれる。

デューデリジェンスは、企業の買収・合併手続きにおける最も重要な段階の一つである。完全なデューデリジェンスには、事業、法務、財務等の調査が含まれるが、本マニュアルでは焦点を絞り、知的財産権に関するデューデリジェンスの留意点および調査過程における情報漏洩リスクについて取り上げる。

1. 知的財産権デューデリジェンスのコアな範囲

知的財産権デューデリジェンスの主な目的は、対象企業が保有する知的財産権の価値を確認し、存在するリスクを識別することにより、その後の買収判断を支援することである。一般的に、知的財産権デューデリジェンスの核心的な調査内容は、権利帰属の調査、権利の有効性及び範囲の調査、権利負担及び制限の調査、侵害及びコンプライアンス・リスクの調査に分けられる。

(1)知的財産権インベントリー(一覧表)の整理

デューデリジェンスの過程では、まず対象企業の知的財産権のインベントリー(在庫)を整理する必要がある:

①対象企業の知的財産権の種類を網羅的に調査する:
特許、商標、著作権(コンピュータ・ソフトウェアを含む)、営業秘密、地理的表示、集積回路の配置図設計、植物新品種等が含まれる。

②個々の知的財産権の基本情報を確認する:

権利名称、権利番号、出願日、登録日、保護期間、権利状態(有効/無効/期限切れ未更新)、登録名義人等。

③自社権利と許諾使用権利を区別する:

許諾使用が関係する場合は、許諾の種類(独占的、排他的、通常等)、許諾期間、許諾範囲を明確にする。

知的財産権インベントリーは、その後のデューデリジェンスを実施するための基礎資料となる。

(2)権利帰属の調査

権利帰属調査の目的は、対象企業が主張する知的財産権を合法的かつ完全に所有しているか否かを確認することである。調査の範囲には以下が含まれる:

①官公庁発行書類の確認

特許、商標、ソフトウェア著作権等の登録証、記録(備案)証明書、出願書類を確認する。

②権利登録名義人の確認

権利登録名義人と実質的な権利者が一致しているかを確認する。一致しない場合、権利移転を証明する書類の提出を求め、名義変更登記が完了しているかを確認する。

③職務成果の帰属確認

従業員の労働契約、職務成果に関する合意書、研究開発記録を調査し、発明者・著作者の身分を審査する。職務発明・職務著作物に該当するか、権利帰属に関する争いがないかを確認する。

④共同・委託開発成果の確認

知的財産権に関連する委託開発、共同開発、外部委託契約における権利帰属条項を審査する。帰属の定めが明確か、第三者が権利を主張する可能性がないかを確認する。

⑤譲渡・許諾記録の確認

知的財産権の過去の譲渡・許諾記録を調査し、権利移転の流れ(チェーン)に不備や瑕疵がないかを確認する。

⑥共有関係の確認

知的財産権の共有関係が存在するか、および共有者間の権利義務に関する定めを確認する。

(3)有効性および保護範囲の調査

有効性および保護範囲調査の目的は、関連する知的財産権の法的状態が安定して有効か、またその有効な保護範囲を確認することである。調査の範囲には以下が含まれる:

①法的状態の確認

特許が年間登録料を期限通りに納付しているか、商標が更新手続きを期限通りに完了しているかを確認する。

現在進行中または過去に無効審判、取消審判、異議申立等の手続きが行われたことがあるかどうかを調査する。

②安定性と強度の評価

特許が安定した新規性・進歩性を有するか、特許請求の範囲が明確かどうかを評価する。

商標が十分な識別力と侵害に対する防御力を有するかどうかを評価する。

著作物の独創性が十分かどうかを評価する。

③保護範囲の分析

特許請求の範囲が要求するカバー範囲が十分かつ安定しているかを解釈・分析する。

商標が認可を受けた商品・役務区分が、対象企業の事業範囲をカバーしているかを確認する。

④地域性の確認

知的財産権の保護地域が、対象企業の主要なターゲット市場をカバーしているかどうかを確認する。

⑤国際的知的財産権ポートフォリオの調査

国際取引がある場合、対象企業の知的財産権が進出を予定している国・地域における権利状況を特に重点的に調査する必要がある。

(4)権利負担及び制限の調査

権利負担及び制限調査の目的は、関連する知的財産権の正常な権利行使を制限する負担が存在するか否かを確認することである。調査範囲は以下を含む。

①実施許諾契約の審査

対象企業の全ての知的財産権実施許諾契約(外部への許諾及び外部からの許諾の双方)を審査する。

特に、企業の知的財産権に独占的／排他的実施許諾が存在するか、また許諾期間、地域、再実施許諾(サブライセンス)の可否、改良成果の帰属等の条項に注目する。

②質権設定状況の確認

知的財産権に質権等の担保権が設定されているかどうかを調査し、関連する機関において登記確認を行う。

③標準必須特許および特許公開実施許諾の確認

対象企業が保有する特許に標準必須特許(SEP)としての実施許諾義務が生じるものが含まれるか、または特許公開実施許諾が存在するかを審査する。

上記 2 種類の許諾は、前文で言及した「特殊な実施許諾」に該当し、通常取引で遭遇することは稀である。

(5)営業秘密の保護状況に関する調査

営業秘密は適切な秘密保持措置を講ずることが法的要件とされている点を踏まえ、営業秘密に対するデューデリジェンスでは、前述の権利帰属や有効性の調査

に加えて、以下の点を調査する必要がある：

- ①対象企業が営業秘密に対して合理的な秘密保持措置を講じているか。
- ②当該営業秘密に情報漏洩のリスクが存在しないか。

(6)侵害リスクの調査

侵害リスク調査の目的は、以下 2 つのポイントを確認することである：

- ①関連する知的財産権を実施(利用)することが他者の権利を侵害する可能性があるか。
- ②対象企業の知的財産権が他者によって侵害される可能性があるか。

調査範囲には以下が含まれる：

①自由実施可能性(FTO: Freedom to Operate)調査

対象企業のコア製品または技術が、第三者の有効な知的財産権を侵害する可能性がないかを評価する。

具体的には、特許が他者の特許保護範囲に落入していないか、商標が他者の先使用商標と類似していないか、著作物に剽窃がないか等を確認する。

②訴訟及び紛争状況の調査

対象企業が過去または現在、知的財産権に関する訴訟、仲裁、行政調査に巻き込まれていないかを調査する。

③潜在的な侵害リスクの分析

対象企業の同業競合他社の知的財産権ポートフォリオを分析し、潜在的な侵害リスクが存在しないかを評価する。

④オープンソース・ソフトウェアのコンプライアンス調査

対象企業が開発したソフトウェア製品にオープンソースコードが使用されていないかを調査する。

使用している場合、その使用形態が該当するオープンソースライセンスの要件を遵守しているを確認する。

これにより、「オープンソース汚染(OSS ポリューション)」を回避し、対象企業の

開発したソフトウェアが強制的にオープンソース化される事態を防止する。

(7) 情報報告のコンプライアンス状況に関する調査

外商投資企業の場合、知的財産権の移転が「外商投資法」および「外商投資情報報告弁法」の規定に従い、必要な報告義務を履行しているかどうかを調査する必要がある。

2. 調査対象企業としての留意点

本マニュアルは、企業の撤退・再編におけるニーズに焦点を当て、主に譲渡側（売り手）がデューデリジェンスを受ける立場から、調査プロセスにおける留意点を提示する。

(1) 内部点検（デューデリジェンス）

正式なデューデリジェンスに円滑に対応するため、譲渡側は取引前に法務、技術、事業責任者で構成される内部チームを編成し、デューデリジェンスの基準に準じて自己点検を実施すべきである。自己点検の内容は、前項で列挙した知的財産権デューデリジェンスの調査範囲と基本的に一致させる必要がある。

自己点検で問題を早期に発見し、事前に是正措置を講じることが重要である。

(2) 調査対応チームの編成

調査対応専門チームを編成し、デューデリジェンス実施側との全ての連絡・調整を一元的に担当させる。チームには少なくとも以下の要員を含めるべきである：

① 総括調整責任者：

通常は経営幹部または法務責任者が担当し、全体作業の調整、外部とのコミュニケーション、最終承認を担う。

企業撤退・再編の場合は、親会社の要員が担当し、デューデリジェンス全プロセスを通じての中立性・忠実性を確保すべきである。

② 技術対応責任者：

技術原理の説明、技術資料の選定・準備を担当する。

開示する技術情報が調査ニーズを満たしつつ、企業の中核的機密を時期尚早に漏洩しないよう管理する。

③法務／知的財産権対応責任者：

法的文書の提供、権利帰属状況の説明、外部開示内容の審査を担当する。

④事業対応責任者：

事業展開の状況を説明する。

事業情報の開示において、重要顧客リストなどの経営上の重要秘密を漏洩しないよう注意する。

⑤財務対応責任者：

必要な財務資料の提供を担当する。

⑥その他要員：

実際の必要性に応じて配置する。

全調査対応チームメンバーは、回答方針を統一し、秘密保持訓練を受けることが必須である。

調査対応チームに含まれないその他の従業員に対しては、会社の許可なく直接デューデリジェンス担当者と接触しないよう徹底させる。調査過程で質問への回答や資料提供が必要な場合は、会社の許可を得た上で対応するか、調査対応チームを經由して提供するよう指導する。

(3) 段階的・区分開示戦略

デューデリジェンス対応プロセスにおいては、段階的・区分開示戦略を確立することが重要である。具体的に言うと、すべての資料・データ・情報を一度に開示するのではなく、情報の重要度や性質に応じて層別化し、段階的に開示を進め、なお開示前に秘密保持契約を締結する。(営業秘密情報の開示に関する重要なポイントは、第三部「企業再編・撤退における営業秘密の管理と保護」に詳述されている。)

(4) 文書準備作業

調査対応チームの主導のもと、理路整然なフォルダ構造を構築し、詳細な索引リストを準備する。これにより、業務負担と調整コストを大幅に削減できる。

文書の一貫性を確保することが重要で、提出するすべての文書の内容は、前後で矛盾がないようにする必要がある。類似または同種の資料は事前に対照・確認を行い、内部矛盾が生じて相手方に不必要な疑問を抱かせることがないよう留意する必要がある。

(5) デューデリジェンス終了時のクロージング作業

1. 取引が成立した場合：

① 秘密保持義務の継続的確保：

デューデリジェンス段階で締結した秘密保持契約(NDA)の義務が、最終的な取引文書においても継続して適用されることを明確に規定する、または NDA の内容を最終取引契約の本体に組み込む。

② 知的財産権の引渡し範囲の明確化：

引渡し対象となる知的財産権の詳細なリストとその状態を、最終契約において明確に規定する。

③ 権利移転登記手続きの支援：

譲渡対象となる知的財産権の名義変更登記に必要な公式手続きを支援する。

2. 取引が不成立に終わった場合：

① 情報回収手続きの即時開始

相手方に対し、書面による正式な通知を行い、所定の期限(例：7～14 日)内にすべての資料を返還するか、または破棄証明書(すべての紙媒体・電子媒体の複製、メモ、要約を含む)の提出を要求する。なお、回収の進捗状況をフォローアップする。

② システムアクセス権限の即時停止

デューデリジェンス期間中に一部のシステムやデータベースへのアクセス権限を開放していた場合は、すべての外部アクセス権限を直ちに停止する。

③「秘密保持義務」に関する最終確認連絡

相手方の主要連絡担当者に対し、書簡を送付し、継続する秘密保持義務と契約違反時の責任について、改めて書面で通知する。

(二)知的財産権の価値評価

知的財産権の価値評価は、合法性、公正性、客観性の原則に従い、知的財産権の法的状態、商業的価値、市場環境等の要素を総合的に考慮し、適切な評価方法を選択することにより実施され、その結果が実際の価値を真実に反映していることを確保しなければならない。

1. 評価機関及び担当者の資格要件

評価機関は「資産評価法」の規定する資格を有し、かつ知的財産権評価に関する専門的な実績を有する機関を選定することが望ましい。評価担当者は、知的財産権に関する専門知識と評価スキルを備え、関連する法令規制及び業界動向に精通している必要がある。

2. 主な評価方法と適用シーン

(1) 原価法

原価法とは、現在の技術水準と市場環境を基準として、同等の知的財産権を新たに取得または研究開発するために必要な全再取得原価を算定し、そこから技術革新に伴う機能性減価と市場需要の変化による経済的減価を控除した上で、資産価値を確定する評価方法である。基本モデルは以下の通り：

$$\text{評価価値} = \text{再取得原価} - \text{物理的減耗} - \text{無形的減耗}$$

適用対象：一般的に、商業化されていない知的財産権や、市場取引事例が乏しく将来収益を予測できない資産（例：未商用化の知的財産権）に適用される。

メリット：実際のコストに基づくため、データは比較的客観的で入手が容易。

デメリット: 知的活動のコストを定量化することが難しく、市場価値や将来の収益可能性を反映しにくいという側面がある。

(2) 収益法

収益法とは、知的財産権が将来生み出すと期待される収益を予測し、割引率を用いて現在価値に換算することで、その価値を算定する方法である。評価には、収益期間、年間収益額、割引率の確定が必要である。基本モデルは以下の通り(P: 評価価値、n: 期待収益年数、r: 割引率、R_i: 当該知的財産権利用による第i年の期待収益):

$$P = \sum_{i=1}^n \frac{R_i}{(1+r)^i}$$

適用対象: 技術的完成度が高く市場展望が明確なもの、または将来の経済的貢献を総合的に反映する必要がある知的財産権(例: 成熟した技術特許、著名商標、人気映像作品の著作権)に適している。

メリット: 将来収益と市場価値を反映でき、適用範囲が広い。

デメリット: 将来収益と割引率の予測が難しく、データへの依存度が高く、結果が主観的判断の影響を受けやすいという欠点がある。

(3) 市場法

市場法とは、同一または類似の知的財産権の市場取引価格を参照し、比較と調整を通じて評価対象の価値を決定する方法である。基本モデルは以下の通り:

評価価値 = 同一/類似知的財産権の価値 × 調整係数

参照する同一/類似知的財産権と評価対象の間で、保護期間や取引状況などに差異がある場合は、さらに時間差修正係数や取引状況差修正係数を算定する必要がある。

適用対象: 市場取引が活発で比較可能な事例が存在する知的財産権分野

(例:商標ライセンス、特許譲渡など)に適用される。

メリット:市場の需給関係を直感的に反映し、結果が市場実態に即している。

デメリット:適切な比較事例の発見が困難で、取引条件の差異が大きく、正確性に影響を与えやすいという難点がある。

(4)リアルオプション法

リアルオプション法は、経営管理者の柔軟な選択権(オプション)を評価モデルに組み込み、投資判断の不確実性と将来の成長可能性を考慮する方法である。一般的に用いられるモデルには二項モデル(Binomial モデル)やブラック-ショールズモデルがあるが、これらは複雑なため、ここでは詳細な説明を省略する。

適用対象:高い成長可能性または高いリスクを併せ持つ技術プロジェクトの評価(例:新興・注目分野の特許など)に適している。

メリット:経営判断の柔軟性を反映でき、評価結果がより合理的である。

デメリット:評価の難易度が高く、専門性を要するという課題がある。

3. 評価において重点的に考慮すべき要因

知的財産権の価値評価に際しては、以下の要因を重点的に考慮する必要がある:

(1)法的要因

権利の有効性(例:特許の存続期間、商標の更新状況)

保護範囲(例:特許請求の範囲の広狭、商標指定商品・役務の範囲)

権利制限(例:独占実施権の有無、担保権の設定状況)

(2)商業的要因

市場需要(対象技術・ブランドの市場規模と成長性)

競争優位性(同技術・ブランドとの差別化の程度)

収益モデル(ライセンス収入、製品販売収益等の創出メカニズム)

(3)リスク要因

技術革新リスク(陳腐化の速度、代替技術の出現可能性)

侵害リスク(他社権利侵害の可能性及び被侵害リスク)

市場リスク(需要変動、規制変更、競合参入等による影響)

(4)その他の特殊要因

越境取引・再編の場合:進出先国・地域の知的財産権保護水準、為替変動リスク等

(5)その他、産業政策、環境規制、標準化動向等の外部環境要因

三、取引実行段階

取引実行段階の核心は、合理的な取引構造の設計と完備された契約条項を通じて、事前のデューデリジェンスで特定されたリスクを明確な権利義務に転換し、知的財産権の安全な移転と適法の使用を確保することにある。

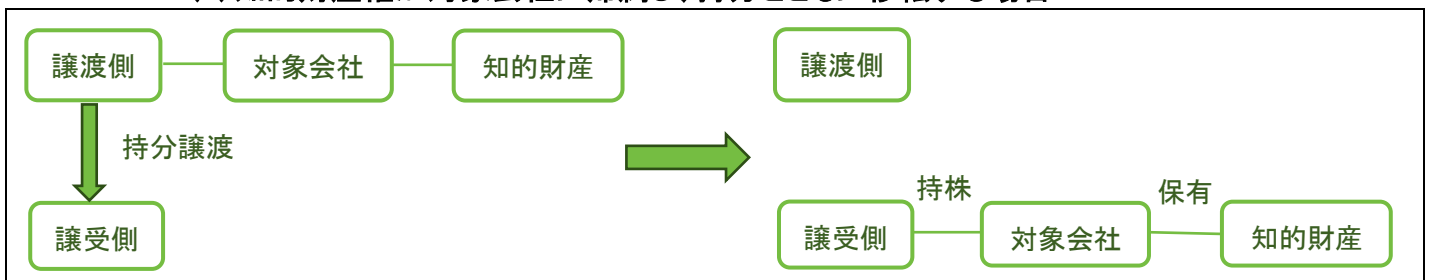
(一) 知的財産権取引構造の設計

取引構造は、企業の撤退・再編において選択された取引形態に応じて、以下の要素を明確に定め、権利間の衝突を回避する必要がある：

1. 持分譲渡

企業が対象会社の持分を譲渡する方法で撤退・再編を行う場合、そこに含まれる知的財産権の問題には、以下のような多様な状況が存在し得る：

(1) 知的財産権が対象会社に帰属し、持分とともに移転する場合



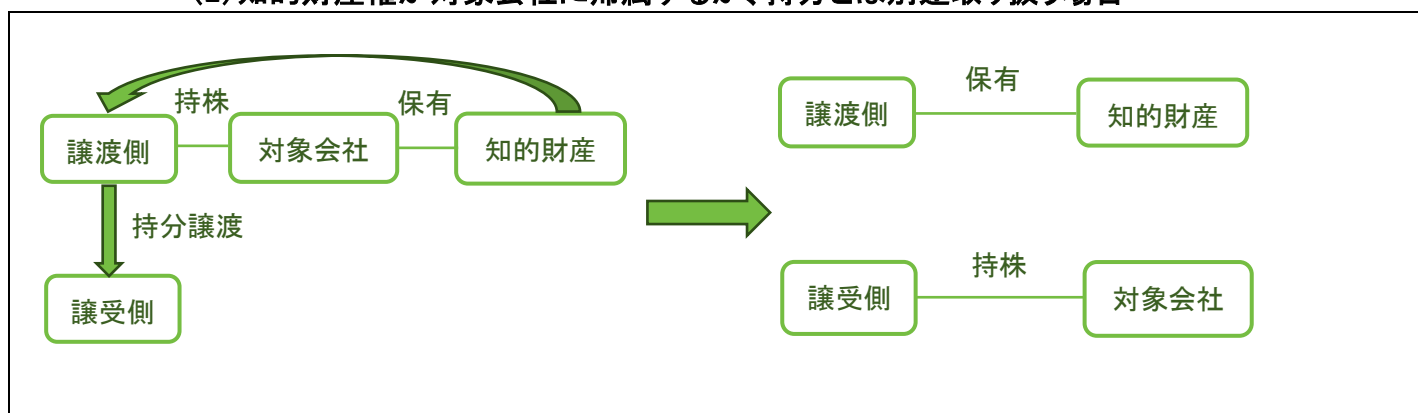
知的財産権の法的な帰属が対象会社にあり、それが持分譲渡に伴って移転する場合、知的財産権の権利帰属関係そのものは変動せず、あくまで対象会社という法人の実質的な支配者(株主)が変更されるに過ぎない。このような取引形態において必要となる知的財産権関連の手続きは、最もシンプルである。

ただし、取引文書においては以下の点を明確に規定する必要がある：

- ① 双方が知的財産権の価値を評価し、その評価額について異議がないことを確認。
- ② 持分譲渡対価の決定に際して、当該知的財産権の価値が既に考慮されていること。
- ③ 取引完了後に知的財産権の価値にいかなる変動が生じても、そのリスクは

譲受者が単独で負担すること。

(2) 知的財産権が対象会社に帰属するが、持分とは別途取り扱う場合



知的財産権の法的な帰属は対象会社にあるが、企業は対象会社の持分を譲渡しながら、当該知的財産権を保有し続けたい(除外したい)場合である。この取引形態では、知的財産権の問題は複雑化し、通常以下の2段階の処理が必要となる:

①まず、知的財産権を対象会社から他の当事者(例:売り手企業本体、関連会社等)へ移転する。

②その後、対象会社の持分譲渡を完了する。

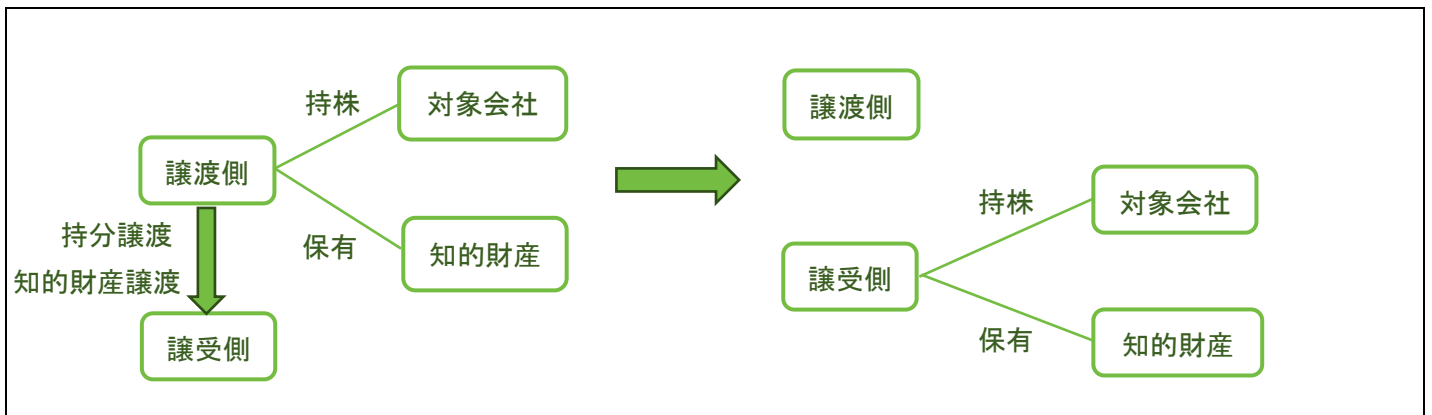
この場合、単なる知的財産権譲渡または持分譲渡に伴う一般的リスク(前文で既述)に加えて、デューデリジェンス段階及び取引文書において以下の内容を明確に記載すべきである:

①当該知的財産権は、対象会社の評価額に算入されていないことを双方が明確に認識・合意する。

②当該知的財産権は、持分譲渡前に他の当事者へ移転される予定であることを明記する。

これにより、譲受者が今後対象会社の評価額や取引価格について、知的財産権の除外を理由に異議を唱える事態を未然に防止する。

(3) 知的財産権が対象会社に帰属しないが、持分とともに移転する場合



知財権の帰属は当初は対象会社(子会社)にはなく(親会社または他の会社が保有している可能性があります)、本取引においては持分とともに譲受人に譲渡されることが望ましい場合、以下の2つの取引を完了する必要があります。つまり、対象会社の持分を譲受人に譲渡すること、および知財権を対象会社(または譲受人、もしくは譲受人が指定する他の会社)に譲渡することである。上記の2つの取引については以下いずれの手順で実施することが可能である。

① 一括して実施する方法:まず知財権を対象会社に譲渡した後、上記の①と同様に、対象会社の企業価値全体を評価した上で、持分譲渡の形式により一括して譲受人に譲渡する。

② それぞれ別々に実施する方法:対象会社の持分を譲受人に譲渡するほか、別途知財権譲渡契約を締結し、知財権を対象会社、譲受人、または譲受人が指定する他の会社に譲渡する。この場合、対象会社の評価と知財権の評価はそれぞれ別に行い、混同を避ける必要がある。

(4) 知財権は対象会社に帰属せず、持分譲渡にも付随しない場合

このケースでは、本取引は知財権の譲渡を一切含まないため、誤解を防ぐためにその旨を明確に説明することが重要である。

2. 合併

企業は合併を通じて、撤退や再編を実現することができる。合併は「吸収合併」と「新設合併」に分類される。

注意点:合併される企業の法人格は消滅し、そのすべての知的財産権は合併後の企業に承継される。合併に含めたくない特定の知的財産権がある場合は、遂行

前に当該権利を処分(移転、売却、放棄等)し、取引相手方に明確に通知して、後の争いを防止する必要がある。

(1)吸収合併

吸収合併では、吸収される企業の法人格が消滅し、吸収する企業の法人格が存続する。消滅企業の知的財産権は、すべて吸収企業に帰属する。ただし、権利の移転を公示する必要があるため、遅滞なく登録簿上の名義変更手続きを行う必要がある。また、合併契約書には、有効な登録済権利に加え、出願中の権利も移転対象に含まれているなど、知的財産権の範囲を明確に規定すべきである。

(2)新設合併

新設合併では、合併するすべての元企業の法人格が消滅し、新たに設立された企業が存続する。元企業の知的財産権はすべて、新設企業に帰属する。同様に、速やかな登録名義変更が必須である。さらに、合併契約書では、各原企業が新設企業に対して貢献した知的財産権の割合(評価額ベースまたは重要性に基づく)を明確に定め、将来の権利帰属や利益配分に関する潜在的な紛争を未然に防ぐことが重要である。

3. 会社分割

元企業の知的財産権は、分割契約に基づき、分割後の各企業に配分される。分割契約書においては、個々の知的財産権の帰属先を明確に特定する必要がある。また、分割後も複数の企業で一つの知的財産権を共有する場合は、その使用条件、収益分配の方法、権利処分に関する権限などについて詳細に定める合意が必須である。権利の変動を第三者に対抗するため、遅滞なく登録簿上の名義変更等の手続きを行う必要がある。

4. 解散清算・破産清算

企業が清算(解散清算または破産清算)を通じて撤退または再編を行う場合、知的財産権を含むすべての資産を適切に処分する必要がある。知的財産権の処分方法としては、競売、任意売却、または第三者への評価換算による譲渡などがあり、これにより得られた資金は債務弁済または株主への分配に充てられる。

留意点として、企業が強制清算手続きに入ると、その資産、財産、債権、債務などは包括的な清算の対象となり、法律で定められた手続きに従って処分されなければならない。そのため、企業は知的財産権の所有権と管理権を失う可能性が高くなる。やむを得ない事情がない限り、強制清算による撤退は一般的には推奨されない。

5. 資産・事業譲渡

企業が資産・事業譲渡の方法で撤退または再編を行う場合、知的財産権が譲渡対象資産に含まれるときは、譲渡される知的財産権の範囲を明確にする必要がある。この範囲には、権利そのもの(無体物)だけでなく、その有体物的な媒体(書面、設計図、ソースコード、製品サンプルなど)も含まれる。

このような場合、専用の「知的財産権譲渡契約」を締結し、詳細な知的財産権リストおよび媒体引渡しリストを添付することを強くお勧めする。知的財産権譲渡に関する一般的な注意事項については、本書第一編の「知的財産権のライセンスと譲渡」の章を参照してください。

事業譲渡において特に注意が必要な点は、設備の譲渡に関連する技術情報の漏洩リスクである。企業の製造設備には、生産ラインや工程配置を通じて、経験豊富な技術者が製造プロセスやノウハウを推測可能な技術情報が内在している場合がある。設備のみを譲渡し、それに付随する技術情報の取得を望まない場合は、譲渡前に設備の機密情報除去処理(脱密処理)を徹底して行う必要がある。さらに、必要に応じて、譲受相手方との間でリバースエンジニアリング禁止条項などを契約に盛り込むことが極めて重要である。

6. クロスボーダー再編における特別な留意点

再編が技術の輸出または輸入に関わる場合、「技術輸出輸入管理条例」に基づき、以下のカテゴリ別管理に従う必要がある:

禁止類技術: 輸出も輸入もできない。

制限類技術: 事前に輸出または輸入の許可を取得する必要がある。

自由類技術: 契約の登記手続きを行う必要がある。

加えて、知的財産権保護の地理的範囲の接続にも注意を払う必要がある。再編後の知的財産権が、関係する全ての国・地域において引き続き有効に保護されるよう、権利の維持・移転手続きを確実に行わなければならない。

(二) 契約条項の設計

企業の撤退・再編において選択する取引方式によって、締結すべき契約の種類は異なる。しかし、いかなる取引方式を採用する場合でも、契約条項においては、知的財産権の帰属、移転、使用、責任の負担といった重要事項について明確な定めを設ける必要がある。契約書には、主に以下の条項を盛り込むべきである：

1. 目的物条項

(1) 取引対象となる知的財産権の範囲を明確化する

詳細な知的財産権インベントリーを作成し、これを契約書の添付文書とする。

(2) 出願中の権利の取扱いを明確化する

出願中の知的財産権の帰属について、以下の例のように定める。

例：「出願中の知的財産権については、その後権利が付与された場合、自動的に譲受人の所有に帰属するものとする」

または、「本契約の添付文書に列挙された特許権／特許出願権を除き、その他の開発中の技術については引き続き譲渡人が所有し、譲受人はその開発を継続し、または特許出願を行ってはならない」等。

(3) 記録媒体等の引渡し手続きを明確化する

譲渡人が引き渡すべき知的財産権の媒体（記録物、資料等）及び、知的財産権の移転に必要な関連資料、設備、文書等を特定する。さらに、これらの権利及び資料の引渡し時期、方法、検収基準についても定める。

2. 権利帰属及び権利負担保証条項

知的財産権の譲渡に関する契約においては、譲受人は通常、譲渡人に対し、

以下の内容を含む権利帰属保証を要求する：

- ①譲渡対象の知的財産権が譲渡人の正当に所有するものであること。
- ②隠ぺいされた権利帰属上の争い、権利制限または権利負担（担保権の設定等）が存在しないこと。
- ③いかなる第三者の先使用权その他の既存権利も侵害していないこと。

譲渡人として、譲渡対象の知的財産権について十分な調査を行い、権利帰属上の問題を事前に発見・解消することが求められる。解消が不可能な権利帰属上の問題や、既に発生している知的財産権に関する紛争については、デューデリジェンス（適正評価調査）の段階及び取引文書において完全に開示する必要がある。これにより、開示不備により権利帰属保証条項に違反し、契約違反責任を負うリスクを回避しなければならない。

3. 決済（クロージング）・引き渡し条項

決済条項は、一般的に先決条件と決済の方法の2つの部分に分かれる。

(1) 決済の先決条件

本項では、知的財産権の移転手続きを行うための前提条件を明確に定める必要がある。例えば：

譲受人が契約の定めに従って（初回）代金を支払済みであること。

譲渡が関係当局の承認または登記を要する場合、当該監督官庁の承認を得ていることまたは変更登記を完了していること。

譲渡が第三者（例：共同権利者、ライセンシー）の同意を要する場合、その同意を得ていること。

(2) 決済の方法

本項では、上記の先決条件が満たされた後に、当事者が決済を完了させる方法を明確に定める必要がある。例えば：

知的財産権の変更登記等の行政手続きを行う時期。

知的財産権の媒体（記録物等）、関連資料、設備、文書を引き渡す時期及びそ

の検収方法。

知的財産権に関するリスク(例:侵害訴訟のリスク)及び維持管理義務(例、登録料の納付義務)がいつ譲受人に移転するか。

4. ライセンス条項(適用する場合)

撤退・再編の過程においてライセンスの付与が行われる場合は、ライセンス利用に関する条件を明確に定める必要があり、可能であれば個別のライセンス契約を締結することが望ましい。ライセンス条項に関する詳細な注意点については、本書第一編の「知的財産権のライセンスと譲渡」の章を参照してください。

5. 改良技術成果の帰属条項(適用する場合)

撤退・再編において、譲受人と譲渡人の双方が、元の知的財産権を基にした改良、更新、または特定目的に向けた研究開発を行う意思がある場合、その後の研究開発によって生じる新たな技術成果の帰属については、契約において明確に定める必要がある。例としては:

①双方がそれぞれ単独で行った後続の研究開発成果は、それぞれの開発者が所有する。

②既存の知的財産権に基づく後続研究開発によって得られた成果はすべて譲渡人が所有するが、譲受人が得た後続開発成果については、譲渡人は譲受人に対し無償で実施許諾を行う。また、知的財産権の出願やライセンスの登録等の行政手続きに関して、譲渡人と譲受人は協力して共同で手続きを行う。

具体的な定め方は、取引形態と企業のニーズに基づいて決定する。

6. 違約責任条項

どのような行為が契約違反となるかを明確に定めるとともに、それぞれの違約責任がどのように負担されるかを規定する。

7. 紛争解決条項

本契約から生じる紛争の管轄について定める。実際の必要に応じて、特定の人民法院への提訴による裁判管轄、または特定の仲裁機関に仲裁規則に基づく仲裁を付託することを定めることができる。さらに、紛争解決に適用される準拠法も明確

にすべきである。

四、取引完了後

取引完了後は、知的財産権の移転手続きの収束、自社のコンプライアンス体系の完結、および残留リスクの管理・予防等の問題に注力する必要がある。これにより、撤退プロセスにおいて知的財産権に関する義務が完全に履行され、権益が将来的に損なわれないことを確保すると同時に、越境コンプライアンス要件への対応を円滑に連結させ、手続き上の不備に起因する紛争や損失の発生を回避しなければならない。

(一) 権利帰属移転手続き

1. 各知財権の権利移転手続き概要

知財権の種類	移転方式	主管当局	発効時点
専利(特許)	移転登記	国家知識産権局専利局	登記公告日
商標	譲渡承認	国家知識産権局商標局	承認公告日
著作権(登記済)	変更届け出	中国版權保護センター	登記情報は公告日より変更
著作権(未登記)	協議による譲渡	当局側許可不要	契約発効日
営業秘密	媒体の引き渡し + 守秘契約	当局側許可不要	媒体引き渡し完了日
集積回路布図設計	譲渡登記	国家知識産権局	登記公告日

2. 越境における権利移転に関する留意事項

(1) 技術輸出入分類管理の徹底

技術輸出に該当する場合は、移転対象の知的財産権が「制限類」または「禁止類」に該当するか否かを確認する必要がある。制限類技術については、事前に商務省(または関連主管部門)へ「技術輸出許可証」を申請しなければならない。自由類技術については、契約登記手続きを実施する。

(2) 外為及び税務手続きの整合

知的財産権の譲渡による所得については、中国税法に基づき法人所得税を納付する必要がある。事前に対価受領者(譲受側)との間で税負担の方法を明確に取り決めておくことが重要である。また、海外送金を行う際には、銀行に対して必要な書類を全て提出し、資金が適法に海外に送金されることを確保しなければならない。

(二) 制度の統合

撤退完了後は、中国事業に関連する知的財産権管理制度の体系的な整理を行い、不要なプロセスを廃止し、移転されていない知的財産権の維持管理メカニズムへの移行を確実に行う必要がある。これにより、管理の中断による権利喪失やリスクの発生を防止する。

1. 制度の終了と文書のアーカイブ化

企業の再編または撤退後は、内部制度の適切な見直しと、関連文書の整理を行うことが推奨される。主な内容は以下の通り:

(1) 制度の終止

対応する知的財産権が完全に移転された場合、中国事業向けの知的財産権維持管理制度を終止することができる。これには、特許年金の自動納付、商標更新のリマインダー、営業秘密の内部流通ルールなどが含まれる。企業内部システムを通じて該当制度の終了通知を発出し、発効日を明確に定めることで、関係部門の誤操作を防止する。同時に、企業が委託している特許・商標等の代理機関に対し、保守業務の停止を通知する必要がある。

(2) 文書の分類整理

撤退に関連する知的財産権関連文書は、種類別に分類して整理し、保管・照会に備える。例としては、「権利移転関係」「人事契約関係」「コンプライアンス承認関係」「財務・税務関係」などに分類できる。アーカイブ化された文書は電子版と紙版の両方を保存し、長期的に保管することが求められる。

(3) 対応する管理台帳の更新

企業が知的財産権の管理台帳を有している場合は、移転済みの権利について、移転日、譲受人、登録番号などの情報を記載して速やかに更新する。移転されていない中国国内の知的財産権については、別途台帳を作成し、維持管理の責任の所在を明確にする。

2. 移転されていない知的財産権の維持管理の継承

企業の撤退後、譲渡側企業は、移転されていない知的財産権について、その後の維持管理業務に留意する必要がある。

(1) 定期的な権利状態の確認、メンテナンス

代理機関に中国における知的財産権の管理を委託している場合には、移転されていない知的財産権について、権利の有効性、侵害行為の有無、年金納付状況等を含む状態報告書を、定期的に代理機関に要求して提出を受ける。他者による侵害を発見した場合は、権利行使のコストと便益を迅速に評価し、行政申告または司法訴訟の措置を講じるか否かを判断する。

(2) 知的財産権の転化・活用の推進

移転されていない知的財産権については、企業はその利用を継続することができる。企業撤退後の業務調整により関連する知的財産権の適用場面が失われた場合は、特許実施許諾等の方法を通じて、知的財産権の経済的価値を最大限に実現し、資源の浪費を回避することを検討することができる。

(三) 継続的なモニタリングとリスク対応

企業撤退後は、知的財産権関連リスクに対する定常的なモニタリングを実施し、潜在的な問題を適時に発見・処理して、後の紛争発生を回避する必要がある。

1. 契約履行状況のモニタリング

企業は、取引契約の事後履行状況に留意することが推奨される。主なポイントは以下の通り：

(1) 譲渡対価の支払い状況をモニタリング

契約で定められた支払いスケジュールに基づき、譲受側の支払い状況を追跡する。分割払いが設定されている場合は、各期日前に譲受側に対して支払いリマインダーを送付し、コミュニケーション記録を保管する。譲受側が支払いを遅延させた場合は、遅延なく書面による催告を行い、支払い遅延に伴う契約違反責任を明確に通達する。

(2) 実施許諾条項の履行をモニタリング

取引において知的財産権の実施許諾(例:所有権を保持したまま譲受側に使用を許諾する場合など)が含まれる場合は、譲受側の使用状況(使用範囲、使用期間、ライセンス料の支払い状況など)を定期的に確認する。

(3) 協力義務の履行をモニタリング

企業が譲渡側である場合、譲受側が所有権移転に必要な事後手続きを完了していることを確認することが重要である。譲受側の原因により手続きが遅滞し、権利帰属に争いが生じる可能性がある場合は、遅延なく書面により所定期限内の手続き履行を要求し、その責任を追及する権利を留保する。

2. 侵害行為及び情報漏洩のモニタリング

(1) 市場における侵害行為のモニタリング

必要に応じて、中国国内の代理機関または第三者モニタリングプラットフォームに委託し、定期的に中国市場における同種製品、ECプラットフォーム、ソーシャルメディアを調査し、移転されていない知的財産権を侵害する行為が存在するか否かを確認する。モニタリングにより発見された侵害行為については、証拠を即時に保全した上で評価を行い、法律事務所からの警告状送付、市場監督管理部門への申告、訴訟提起などの適切な対応策を講じる。

(2) 競合他社の動向モニタリング

同業他社の知的財産権戦略動向(新規出願特許、登録商標、製品情報公開等)に注目し、譲受側が取得した技術を利用して競争を行っている事例が存在するかについて分析する。競合他社の技術が自社の未移転コア技術と極めて類似していることを発見した場合は、情報漏洩経路の有無を速やかに調査し、権利保護措置を講じ

る。

3. 越境コンプライアンスリスクのモニタリング

企業は、越境コンプライアンスのモニタリングを強化することが推奨される。主な内容は以下の通り:

(1) 中国及び対象国・地域の知的財産権政策変更の追跡

特許保護期間の調整、商標登録審査基準の変更、技術輸出管理政策の更新などについて、移転されていない知的財産権の維持管理戦略を適時に調整する。

(2) 税務コンプライアンスリスクへの対応

知的財産権譲渡所得に関する税務申告及び納税が、日中両国の税法規定に適合していることを確保する。納税証明書、税務申告書類を保管し、中国税務当局の事後調査に際しては、関連資料の提出に協力し、税務違反による罰金または延滞金の発生を回避する。

(3) 越境紛争対応メカニズムの構築

日本本社と中国現地の代理機関、法律事務所の役割分担を明確化する。知的財産権紛争が発生した場合には、対応プロセスを迅速に起動し、紛争の拡大が企業のグローバル事業の評価に悪影響を及ぼすことを防止する。

第二章

企業再編、撤退における営業秘密管理と保護

一、営業秘密漏洩のリスクと事例

事例 1—M&A 整合の失敗による秘密漏洩

C 社は、ポイント・オブ・ケア検査(POCT)の技術分野に注力する革新的なバイオハイテク企業であり、自社で特定の化学発光免疫測定分析システムおよび測定試薬キット製品を研究開発しており、関連する技術上の秘密を保有している。2018 年下半期、C 社は自社の成長戦略に基づき、資金調達と株の増発を実施したところ、Z 社およびその子会社が C 社への投資意向を示した。Z 社は C 社と協議を開始し、子会社を委託して C 社に対するデューデリジェンスを実施させ、双方は「秘密保持契約」を締結した。2018 年 7 月から 2019 年 4 月にかけて、C 社と Z 社は投資・資金調達に関する事項について繰り返し協議を行い、Z 社は全面的かつ詳細なデューデリジェンスを実施した。C 社は要請に応じ、主力製品および技術上の秘密に関わる情報・資料を Z 社に提供した。

2019 年 4 月、Z 社は市場要因を理由として、C 社に対する投資・資金調達に関する協議を中止した。2019 年末、C 社は、Z 社の親会社が K 社の上場に向けた指導機関となり、K 社の主幹事(主引受会社)を務めていることを把握した。K 社もまた、均一系化学発光技術の開発および検査製品に従事する企業であり、従来は大型検査装置および付随試薬の製造・販売を主業としていたが、POCT 分野への参入を企図しており、C 社とは市場上の競合関係にある。

2020 年初、K 社は C 社に対して訴訟を提起し、C 社が K 社の営業秘密を侵害したと主張した。訴訟において K 社は、侵害の証拠として、C 社社内の化学発光製品および関連技術に関する一連の資料(製品登録証、検査分析報告書等を含む)を裁判所に提出した。これらの資料はいずれも C 社が公開していない秘密情報に該当し、公的に入手することは困難である。C 社は、Z 社の親会社がデューデリジェンスの過程で取得した秘密情報・資料を K 社へ開示した可能性があるとして疑念を抱いた。

リスク要因:

(1) 取引相手方および潜在的な利益相反の調査と把握

取引相手方の事業内容、関連関係、潜在的な利益相反の有無について調査・把握することは極めて重要である。事例において、C社がZ社およびその親会社との関連関係、事業動向、ならびにZ社親会社とK社との間に存在する上場準備支援に関する協力関係等について、どの程度調査し確認していたかは、C社がデューデリジェンス過程で開示する情報の内容および範囲に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(2) デューデリジェンス段階における情報の過度な開示

取引を進めるため、企業が相手方の要請に応じて、コアな技術資料、製品仕様、検査報告書等の機密情報を提供する場合がある。開示範囲および利用目的・利用ケースを厳格に制限しないと、情報が不適切に保存されたり、拡散されたりするおそれがある。

(3) 秘密保持契約の対象範囲・拘束力の不足

秘密保持契約を締結していても、秘密保持義務の対象、利用の制限、違約責任、秘密保持期間等の重要条項について、カスタマイズ化の設計が不十分で、秘密保持義務が確固たるものになっていない場合、取引終了後に相手方が「明確な拘束がない」ことを理由に秘密保持義務を回避し、機密情報を漏洩または濫用する可能性がある。

(4) 取引終了後における情報の回収および廃棄

取引が失敗した後、企業が相手方に対し、機密情報を含む媒体(電子ファイル、紙ベースの書類等)の返還または廃棄を速やかに求めない場合、情報が相手方の手元に長期間残存し、継続的な秘密漏洩リスクを生じさせるおそれがある。

事例 2—M&A 取引における営業秘密管理の逸脱による訴訟リスク

科某製造股份有限公司(以下「科某製造」という。)は、環境保全関連事業分野に事業を展開する企業である。同社は事業領域の拡大を目的として、株式の取得により脱硫・除塵技術分野へ参入する計画を立て、江蘇科某環保股份有限公司(以下

「科某環保」という。)を買収対象とした。

2016 年前後、科某製造は科某環保の買収に関する協議を開始し、VAM 契約を含む契約を締結した上で、科某環保の 72%の株式を取得する予定であった。取引前および協議過程において、科某製造は、科某環保が従前アンモニア法脱硫技術の分野に関与していなかったにもかかわらず、短期間のうちに江蘇新某股份有限公司(以下「新某股份」という。)出身の技術コア人材十数名を採用したことを把握していた。他方、新某股份は「脱硫・除塵一体型超低排出技術」分野においてコア的な技術上の秘密を有していた。しかし、科某製造は、技術者らが保有・利用する技術情報の出所について慎重な検証を行わず、また取引関連書類において、技術情報の適法性に関する表明・保証および秘密情報管理義務を明確に定めなかった。

取引の進行に伴い、科某製造は、買収後の事業統合の効果を確保するため、科某環保に対して資金支援および資源統合上の支援を提供したものの、これに対応する営業秘密管理の体制を構築せず、科某環保の技術研究開発およびプロジェクト入札関連資料についてコンプライアンス審査を実施しなかった。その間、科某環保は、新某股份の元従業員が持ち込んだ技術情報を利用して複数の脱硫プロジェクトの入札および実施を行い、提出したプロジェクト図面には、新某股份のコア工程プロセスが完全に反映されていた。さらに、一部の部品図面には直接的な複製の形跡があり、「较簿板」「不大余」等、新某股份の図面と同一の誤字まで含まれていた。

2019 年、新某股份は科某環保による侵害行為を把握し、科某環保および科某製造等を被告として提訴した。新某股份は、科某製造が科某環保の侵害行為に対して重要な支援を提供しており、連帯責任を負うべきであると主張した。裁判所は審理の結果、科某環保が不正手段により新某股份の技術上の秘密を取得し使用した事実が成立すると認定し、科某製造についても、買収者かつ資源提供者として、取引前に技術出所の適法性を確認せず、取引過程でも営業秘密管理義務を履行しなかったことにより、客観的に侵害行為の実行を助長したと判断した。

江蘇省南京市中級人民法院は第一審において、科某製造が科某環保等とともに連帯して損害賠償責任を負うとし、賠償額は合計 9,600 万元と判断した。その後、最高人民法院は第二審において、科某製造の連帯責任を否定する判決に変更したものの、科某環保が新某股份に対し、経済的損失 2,228.52 万元および権利救済費

用 100 万円を個別に賠償すべきことを明確にした。科某製造は、取引過程における営業秘密管理の重大な不備により、重大な訴訟リスクおよび企業信用上の損失を被った。

リスク要因:

(1) 対象会社の機密関係者の経歴・行動管理が不十分であるリスク

対象会社が競合他社から退職した機密保持義務のある人材を受け入れているにもかかわらず、当該人材に関する十分なバックグラウンド調査(例: 競業避止契約が締結されているか、過去に機密情報を漏洩した記録があるか等)を実施していない、またはコア情報へのアクセス範囲を制限していない場合、元の権利者から責任追及を受け、買収側が巻き込まれるおそれがある。

(2) 対象会社の技術・情報の出所適法性の検証が不十分であるリスク

M&A に際し、対象会社が保有するコア技術や営業秘密について、その適法な取得の出所を確認しない場合(事例のように競合他社のコア技術者を短期間に多数採用しながら、当該技術情報の権利帰属を検証しない)、不正に取得された機密情報の利用に関与したとみなされ、侵害訴訟に巻き込まれるリスクがある。

(3) 取引関連文書における営業秘密保護条項が不十分であるリスク

持分譲渡契約、VAM 契約を含む契約などにおいて、対象会社の技術情報の適法性に関する表明・保証、秘密情報管理義務、侵害発生時の責任分担等を明確に規定していない場合、秘密漏洩・侵害が発生した際に、買収側の主観的善意を立証しにくく、共同侵害と認定される可能性がある。加えて、契約上の根拠に基づく責任追及も困難となり得る。

(4) 取引過程における営業秘密の統制(管理)体制が不十分であるリスク

買収側が統合を進めるために資金・資源面の支援を提供する局面において、機密情報の審査・管理体制(例: 対象会社の入札資料、技術開発文書などのコンプライアンス確認)を整備していないと、客観的に侵害行為を助長したと評価され、リスクの拡大につながるおそれがある。

事例 3—株主が営業秘密を技術出資として、適正な履行がなされず株主権益が毀損された

某甲新能源科技有限公司(以下「某甲社」という。)は、リチウムイオン電池用正極材料の研究開発および製造に注力する企業であり、某貿易有限公司と某丙新能源科技有限公司(以下「某丙社」という。)が共同出資して設立した合弁会社である。

両社は「有限会社設立契約」を締結し、某丙社が保有する「リチウムイオン電池正極材料の製造技術の一種」等の営業秘密を評価額 5,000 万元として技術出資し、某甲社の株式 25%を取得する旨を合意した。さらに、某丙社の法定代表者である柳氏が某甲社の最高技術責任者に就任し、技術の引渡しおよび生産ライン構築を担当することとされた。

某甲社設立後、某丙社は柳氏を通じて一部の技術資料を引き渡し、某甲社はこれに基づき 2,000 万元超を投じて生産ラインの一部を構築した。しかし、柳氏はコア技術の詳細を完全には引き渡さず、また技術成果に関する権利帰属の移転手続も行われなかった。2016 年初頭、某甲社が某安全科技股份有限公司(以下「某安全社」という。)と資金調達について協議した際、案件対象となる営業秘密を含む資産評価報告書を同社に開示した。

資金調達交渉が不成立に終わった後、柳氏は某甲社を退職し、その後 3 か月以内に、某安全社の関連者である金氏が主導して設立した某乙新能源科技有限公司(以下「某乙社」という。)に入社し、最高技術責任者に就任した。某乙社は短期間うちに、某甲社と同種のリチウム電池生産ラインを構築して稼働・販売を開始し、生産能力を年間 1.8 万トン規模まで急速に拡大させた。

某甲社は、コア技術が完全に引き渡されなかったことおよびコア人材の流出により、生産ラインが停止状態に陥ったため、某乙社、柳氏、金氏らに対し、営業秘密侵害を理由として提訴した。裁判所は、某丙社が技術出資義務を全面的に履行していないこと、ならびに柳氏・金氏・某乙社が共謀して某甲社の営業秘密を利用し同業競争を行ったことを認定し、これは不正競争に該当するとして、三者に対し某甲社の経済的損失 5,000 万元を連帯して賠償するよう命じた。

リスク要因:

(1) 営業秘密による出資が適正に履行されないリスク

営業秘密を出資財産とする場合に、技術引渡しの完全な範囲、コア的な詳細情報、ならびに権利帰属の移転手続を明確化していないと(事例の某丙社のように、コア技術を完全に引き渡さず、権利移転手続も行わないなど)、出資者が非コア情報の一部のみを提供することにとどまり、受領側が技術の実装・事業化を実現できず、結果としてコア競争力が毀損するおそれがある。

(2)コアの機密関係者の流出および悪意の共謀リスク

出資対象となる営業秘密を掌握するコア人材(例:技術責任者)が十分に拘束されていない場合、退職後に機密情報を携えて競合他社または関連会社へ転職し、さらには第三者と共謀して機密情報を利用した同業競争を行うおそれがある。これは当該企業の事業に直接的な影響を及ぼす。

(3)資金調達・取引過程における機密情報の過度な開示リスク

営業秘密を出資財産として設立された企業が、その後の資金調達、組織再編などの取引において、コア秘密を含む資産評価報告書や技術資料等を安易に開示した場合、取引相手方またはその関連者により不適切に利用されるおそれがある。

(4)技術の実装と事後的管理の分断リスク

受領側が、部分的に引き渡された技術に基づき多額の資金を投じて生産ラインを構築したとしても、コア技術が欠如しているために生産開始ができない可能性がある。加えて、出資者による技術引渡しを追跡・監督する体制を整備していない場合、埋没費用を生み、経営上の困難に陥るおそれがある。

事例に示されたリスクおよび留意点のサマリー

段階	コアリスク	注意要点
事前	1.取引相手・対象会社に関する背景確認不足(関係会社・利益相反・技術出所の適法性) 2.営業秘密出資・開示に関する範囲が不明確(引渡し範囲、権利移転、匿名)	1.取引相手の関係者の技術・人材の背景を実質的に確認する 2.営業秘密のレベル分けを行い、開示リストおよび出資の引渡し基準を明確化する

	<p>化基準)</p> <p>3.機密関係者に対する拘束の欠如(競争回避・秘密保持契約が未締結)</p>	<p>3.拘束力の高い秘密保持契約を締結する(関係会社まで対象化し、違約責任を明確に規定)</p>
事中	<p>1.情報匿名化の不足、または過度な開示</p> <p>2.機密関係者の行為管理の逸脱(不正コピー、持ち出し・移転)</p> <p>3.営業秘密の統制体制の欠如(審査なし、記録なし)</p>	<p>1. コア情報は匿名化を施し、「最小必要性」の原則に基づき段階的に開示する</p> <p>2.機密関係者の操作を監視する(アクセスログの保存、媒体・端末の管理)</p> <p>3.技術資料・プロジェクト資料について、コンプライアンスの審査体制を整備する</p>
事後	<p>1.取引終了後の情報回収・廃棄の未実施</p> <p>2.コア人材の退職に伴う漏洩</p> <p>3.秘密漏洩後の証拠保全の遅延</p>	<p>1.取引終了後、一定期間内に機密媒体を回収・廃棄し、書面による証明を取得する</p> <p>2.退職者の引継ぎ、アクセス権限の回収および機密資料の返還を見守る</p> <p>3.秘密漏洩時は速やかに証拠保全と損害拡大防止を開始する</p>

二、事前準備段階

2.1 機密情報の整理および管理

企業が M&A の対象となる前に、取引におけるコア的な目的・要求を明確化したうえで、これに関連する機密情報を整理し、重要度に応じて分類・選別し、段階的な開示プロセスを整備する必要がある。これにより、情報漏洩を防止する。

2.1.1 機密情報の整理

本ステップの目的は、取引に直接関連し、取引の推進および価値評価に影響を与える機密情報を取り出し、無関係または冗長な情報を除外することで、漏洩リスクを低減する点にある。

営業秘密の定義、秘密点および価値に着目すること

「中華人民共和国反不正競争法」によれば、営業秘密とは、一般に公知ではなく、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保持措置を講じている技術情報、経営情報等の商業情報をいう。この定義に照らすと、営業秘密の成立要件は主として以下の 3 点である。

秘密性: 当該情報が、当該分野の関係者にとって一般に知られておらず、かつ容易に入手できない。例えば、公開出版物、媒体、発表会、展示会などのルートにより公表されていない・当該分野の常識や業界慣行に属さないなどである。

価値性: 公知ではないことにより、権利者に現実的または潜在的な経済的利益や競争優位をもたらし得る。例えば、生産・経営に直接適用して経済的効果を生む・研究開発コストの低減、効率向上、市場拡大に資する・独自の顧客資源、管理手法、ノウハウなどとして市場競争上の独自優位を形成するなどである。

秘密管理性: 権利者が情報漏洩を防止するため、合理的な秘密保持措置を講じている。例えば、秘密保持契約の締結、または契約条項による秘密保持義務の明記・機密情報の閲覧範囲の限定、媒体の施錠・暗号化・秘密表示の付与・機密場所（工場、実験室等）への立入制限などである。

上記 3 要件を同時に満たしてはじめて、当該情報は営業秘密として認定され、法的保護の対象となる。

営業秘密の定義に基づいて情報を整理する場合には、さらに「秘密点」の内容

に着目する必要がある。営業秘密における「秘密点」とは、営業秘密情報を構成する具体的内容を指す。「秘密点」は、公知情報を除外したうえで残るコア的な機密情報単位であり、秘密点を整理することによって、企業は営業秘密情報を区分し、どの情報が自社営業秘密のコア情報に属するのか、どの情報が重要な価値を有し、M&Aにおいて重点的に管理すべきかを明確に把握できる。

整理方法

取引におけるコア的な目的・要求(例えば、資産または製品の範囲・内容を取得する必要がある等)に基づき、要求を裏付ける機密情報を対応付ける。次いで、当該機密情報が本件取引において有するコア価値を評価し、さらにこれに対応する証拠資料を整理する。最終的に、「情報名称—コア価値—関連資料」の対応関係を一覧化したリストとして取りまとめる。

「情報名称—コア価値—関連資料」対応リスト

情報分類	情報名称	コア価値	権利帰属を証する書類・資料
技術系	技術に関する構造、原料、成分、処方、材料、工程図面および各種パラメータなど	本件 M&A における技術評価額と密接に関連する可能性がある・買い手がコア競争力を獲得するうえでの鍵	1.技術研究開発記録(立項報告、実験記録等) 2.技術内容・媒体および権利帰属を証する資料 3.コア研究開発人材の秘密保持契約等
技術系	未公開の発明特許出願書類等	となり得る・買収後の技術改良・迭代の基盤となり得る	1.特許出願受理通知書 2.未公開技術情報の内容・媒体および権利帰属を証する資料 3.特許検索報告書(侵害リスクがないことの確認)等

経営系	仕入先による 長期の低価格 供給契約	コスト管理に大きく 影響し、買収後の 利益率を左右する	1.供給契約、直近数年の発注書 2.供給価格の交渉経緯および裏付資料 3.仕入先の専属協力および秘密保持の契約書
経営系	主要顧客との 取引リスト	重要な販売チャネルであり、企業経営の主力となる	1.取引契約 2.直近数年の決済証憑 3.顧客情報のうち、固有の取引慣行が形成されていることを示す資料 4.顧客の独占授權および秘密保持に関する証明
...

2.1.2 機密情報のランク付け・選別

M&A 取引への影響度に応じて情報をランク分けし、「最低限必要な開示」の原則に従い、バリュエーション、デューデリジェンスでの検証、クロージング後の統合に直接関連する機密情報のみを集約する。これ以外の無関係な情報は、社内の厳格な秘密管理の対象として取り扱い、社外への開示は行わない。選別プロセスは、まず事業部門が選別して、その後、法務、財務、技術部門等が追加審査を実施し、最終的に M&A プロジェクト責任者および会長による承認を経て確定することが望ましい。必要に応じて、「M&A 機密情報ランク別一覧表」を作成する。

なお、ランク付けの結果は、その後の情報開示段階、アクセス権限設定等と直接的に連動させる必要がある。各ランク情報について、開示のタイミングおよび管理責任主体を明確化することが重要である。

ランク付け基準

第 1 級(機密):漏洩した場合に、取引の失敗または評価額の低下を招く情報
(例:コア技術の配合・処方)

第 2 級(重要):漏洩した場合に、交渉上の主導権に影響を及ぼす情報(例:地域別販売データ、仕入先との取引価格)

第 3 級(一般):漏洩しても取引への影響が比較的小さい情報(例:通常の運用

フロー)

「M&A 機密情報」ランク別一覧表

情報分類	情報名称	機密ランク	ランク判定の根拠
技術系	特定のコア製品の工程図面およびパラメータ	第 1 級(極秘)	漏洩により対象技術の評価額が大幅に低下し得る。買い手が当該情報を用いて競合製品を生産する可能性があり、コア競争力の喪失につながる。
技術系	未公開の発明特許出願書類	第 1 級(極秘)	漏洩により競合他社が同種技術の先行布陣を行い得るため、買収後の市場優位性が弱まる。
経営系	低価格仕入先との長期供給契約	第 1 級(極秘)	漏洩により調達コストが上昇し得るほか、競合が仕入先資源を奪取する可能性がある。
経営系	地域別市場シェアデータ	第 2 級(重要)	漏洩により市場地位の評価に影響し、買い手が値下げ交渉に利用する可能性はあるが、直ちにコア事業運営へ影響するものではない。
経営系	一般顧客との取引契約	第 3 級(一般)	一般顧客は対象会社のコア売上に直結しない場合が多く、契約条項にも特段の競争優位性がない。
...

2.1.3 段階的開示メカニズム

M&A 取引プロセスは、概ね意向確認、フレームワーク契約の締結、デューデリジェンス、そして取引実行という段階に分けられる。情報開示は、M&A 取引プロセスの各段階において一貫性を保つことで、繰り上げまたは過剰の情報開示を避ける必

要がある。

各段階の開示内容および開示要件

意向確認の段階：非機密情報（例：事業範囲）のみを口頭で共有する。

フレームワーク契約の段階¹：匿名済みの第2級・第3級情報を開示する。

デューデリジェンスの段階：必要に応じて第2級情報および一部匿名済みの第1級情報を段階的に開示する。

取引実行の段階：第1級・第2級情報の完全版を開示する。

2.1.4 機密情報の匿名化処理

機密区分に応じて適切な匿名化方針を設計し、受領側が必要情報を取得できることを担保しつつ、コア機密の漏洩を防止する。匿名化の基本原則は以下のとおりとする。機密情報は「重要要素を隠蔽」する。重要情報は「精度範囲を下げる」。一般情報は「詳細を簡素化」することにある。これにより、匿名化後の情報が取引の正常な推進を阻害しない一方、競争目的その他の不適切な用途に利用されないことを確保する。

匿名化方式および審査

第1級情報：重要データの置換、核心プロセスの非開示等（例：核心パラメータをコード化して表示、非重要工程のみを開示）。

第2級情報：精度低下、機微項目の非開示等（例：売上額を具体額ではなくレンジで提示、顧客連絡先の削除、主要仕入先名の非表示）。

第3級情報：簡素化（例：結論・要点のみ残し、内部の詳細を削除）。

匿名化の情報は、技術部門および法務部門が審査し、要件を満たすことを確認したうえで、社外への開示を行う。

2.1.5 機密情報へのアクセス制御

機密情報のアクセス管理は、主として「アクセス対象者の区分」と「統制措置」の両面から設計する。

¹ 秘密保持契約／条項に署名した後、開示前に秘密保持要請を行い、情報範囲を明確化する。開示後は、受領側に「資料受領確認書」への署名を求める、または受領事実が確認できる記録を残す。

アクセス対象者の管理

社内者と社外者ではアクセス権限を明確に差別化する。例えば、決定権者(会長、CEO、法務責任者等)は全ランクへのアクセスを許容し得る一方、事業部門の担当者は、職務上必要な範囲に限定してアクセスさせる。社外の専門家(弁護士、会計士等)については、原則として一覧表に記載されたマスキング済み情報に限定し、または許容された範囲の部分的機密情報に限定する。閲覧方法も、オンライン閲覧のみとし、複製・印刷を禁止する等の制限を設ける。

権限統制措置

統制は、電子情報に対する技術的防護と、紙資料に対する物理的防護の双方で実施する。

電子情報技術の保護には、保存の暗号化、アクセス制限、操作制限が含まれる。紙資料の物理的保護は、第1級・第2級の紙資料は防盜金庫に保管して鍵は指定担当者が管理し、借り手に登録フォームへの記入と承認プロセスの完了を要求するなどの保管管理と借用プロセスから始まる。

2.2 機密関係者の整理および統制

組織再編・M&A取引の特性を踏まえ、関係者は社内の機密関係者と社外の機密関係者に別して整理し、行動・接触履歴を追跡可能とすることで、営業秘密を多面的に保護する。

2.2.1 M&Aにおける機密関係者の特定

機密関係者の特定は、M&A取引に関連する機密関係者を漏れなく洗い出し、人物と機密情報の対応関係を明確化することを目的とする。特定に際しては、当該人物と取引相手方・競合他社との関連性(例:親族の在籍、過去の協業関係等)を同時に確認し、「潜在的な関係者」が機密情報へ接触することを防止する。

社内の機密関係者の特定

M&A上の役割による区分:取引の決定権者(会長、CEO、M&Aプロジェクト責任者)、業務支援者(技術開発、営業、財務、調達各責任者)、実行者(機密文書管理者、デューデリジェンス担当者、生産工程担当者)

特定基準:「M&A 関連の機密情報に接触するか否か」を核とし、職務内容、情報アクセス権限、関与する取引プロセス等の観点を総合して判断する。

例:「社内機密関係者リスト」

氏名	所属部門・役職	M&A への関与過程	接触する機密情報の内容(名称+機密レベル)	接触場面
	取締役会・会長	取引の決定、交渉	1.対象会社のコア技術内容および評価報告書(第1級)等	意思決定会議、交渉の場面
	戦略投資部・M&A プロジェクト責任者	全過程計画、交渉	1.主要顧客協力リスト(第1級)等	全過程計画、交渉、デューデリジェンス連絡
	技術部・技術ディレクター	技術評価、デューデリジェンス連絡	1. コア製品の生産工程図面(第1級) 2. 未公開の発明特許出願書類(第1級)等	技術デューデリジェンス、評価算定
	営業部・営業責任者	顧客資源の検証、評価支援	1. 地域市場シェアデータ(第2級) 2. 販売戦略(第2級)等	顧客デューデリジェンス、評価支援
	財務部/財務担当	財務資料の整理、デューデリジェンス支援	1. 通常の財務諸表(第3級) 2. 原価計算の明細(第2級) 3. 取引決済証憑(第2級)等	財務資料整理、デューデリジェンス支援
	総務部・機密文書管理担当	機密文書の保管・受渡し	1. 全分類の機密文書(機密レベルに応じて管理)	文書保管、受渡し・伝達

社外の機密関係者の特定

協力形態に応じて区分する: 専門サービス類(弁護士、会計士、鑑定士)、取引相手方(連絡担当者、デューデリジェンスチーム、決定権者)、臨時協力類(技術顧問、外部監査担当者)。

選定手順: M&A プロジェクトチームが、協力の必要性および機密関与の程度に基づき機密関係者を選定する。必要に応じて、相手方に対し情報へ接触する担当者の範囲を明確化するように求めることが望ましい。

2.2.2 機密関係者の行動・接触履歴管理

M&A プロセスにおける機密関係者の機密取扱行為を全面的に記録し、履歴の追跡可能性および責任追及可能性を確保する。

電子的な行動履歴の監視

システム面では、機密情報へのアクセスはログを必須とし、機密ファイルには操作透かし(氏名、操作時刻等を含む)を付与する。スクリーンショットや外部送信を禁止する。デバイス面では、社内の機密関係者には専用 PC の配備を検討し、権限を一定程度制限する。個人権限での通信アプリ(WeChat、QQ)のインストールを禁止し、機密情報の送信に用いることを禁止する。ネットワーク面では、コア機密情報の伝送経路を制限し、企業メールまたは専用ファイル転送システムに限定する。

物理的な行動履歴の統制

機密業務区域(例:M&A プロジェクト室、機密文書保管室)について、入退室管理および監視カメラを設置し、入退室時刻等を記録する。営業秘密の媒体について、「M&A 機密媒体移動管理台帳」を整備し、紙資料、USB メモリ、外付け HDD 等の媒体の受領、引継ぎ、返却、廃棄等の各段階につき、取扱者、時、目的を詳細に記録する。必要に応じて、運送業者回覧台帳の記録の真正性の確認、情報の使用状況の照会、電子操作ログの確認など、関連する記録の週次抜き取り検査を実施するための機密管理者を任命する必要がある。

2.2.3 機密関係者の異常行動に関する予兆検知および対応

M&A の場面における異常行動の判定基準を明確化し、リスクレベル別のアラート対応体制を整備することで、潜在的な漏洩リスクを迅速に処理し、損害拡大を防止する。

異常行動の定義

異常行動は高リスク、中リスク、低リスクに区分できる。高リスクの異常行為には、機密文書を社外の見慣れないメールアドレスや取引先のメールアドレスに送信すること、機密媒体を無断で社外に持ち出すことなどが含まれる。中リスクには、機密情報にアクセスできる重要人物が権限を超えて機密文書をダウンロードすること、職務範囲を超えて機密情報に不正にアクセスすること、社外の人物が機密区域に無断で立ち入ることなどが含まれる。低リスクには、機密媒体の転送情報を適時に記録しないこと、機密文書を非機密区域に一時保管することなどが含まれる。

リスクレベル別のアラート対応

アラートは第1級、第2級、第3級に分けられ、それぞれ高、中、低リスクに対応する。

第1級では、システムによる自動検知後、直ちに現場確認を行い、関係する者のアクセス権限を凍結する。原因究明を実施し、必要に応じて警告書の送付や警察への通報を行う必要がある。第2級では、所定期間内に処理方針を策定し、違反者への面談を実施する。漏洩が疑われる場合は、期限を定めた是正措置を求め、書面による報告書の提出を求める。

第3級では、期限を定めた是正を求め、異常行動を記録化する。必要に応じて対象者への保密研修を実施し、再発防止を図る。

2.3 取引相手方の選定

被買収側は、買収側が機密情報に関連する競争関係を有していないかを重点的に確認すべきである。確認範囲は、買収側の事業内容や実際の支配者にとどまらず、関係会社の状況も含めて把握し、取引相手の選定ミスに起因する営業秘密漏洩、取引破談等の潜在リスクを源流で回避する必要がある。

2.3.1 取引相手方の調査

競合他社がM&Aを装って営業秘密を窃取する事態を防止する。具体的には、買収意向を示しながら、被買収側の営業秘密を一定程度把握した後に買収を中止するケースも含め、警戒が必要である。

事業競合状況の分析

事業重複度の確認: 公開情報(業界レポート、製品公式サイト、公開入札情報等)を用いて相手方の主力事業、主要製品・サービス、市場展開を整理し、自社の状況と照合することで、直接的または潜在的な競争関係の有無を判断する。

コンプライアンス記録の確認: 中国裁判文書網等のプラットフォームにより、相手方が近年、営業秘密侵害に関連する訴訟・記録を有するかを調査する。

株主構成および実質的支配者の徹底的な調査

資本構成の徹底的な確認: 相手方の資本構成を実質的支配者に至るまで遡り、競合他社が名義借りや間接持株等により、隠然と支配していないかを確認する。

コアチームの背景調査: 実質的支配者、会長、社長等のコア人材について、過去の投資履歴、関係企業の状況を確認する。とりわけ、自社との過去の競争関係の有無、機密情報の窃取や営業誹謗等の不適切行為に関する記録の有無を重点的に洗い出す。

2.3.2 取引相手方の関連者等に関するリスク点検

取引相手方の関連者を整理・把握することにより、関係者が取引の便宜を利用して機密情報を取得するリスクを予防する。

関連者の範囲の画定

法定の関連者: 相手方の親会社、子会社、支配会社、株式保有会社、関連会社、合併会社、共同事業体、ならびに同一の実質的支配者の支配下にあるその他の企業を含む。

実質的な関連者: 相手方の主要株主、実質的支配者の親族が支配する企業、長期的に協業する戦略パートナー(例: 研究開発資源を共有する企業)、仲介機関の関連者等を含む。

関係者のリスク評価

各関係当事者について、自社との間に事業上の競争関係または利益相反が存在するかを評価する。特に、関係当事者が対象会社のコア事業と同一・類似の領域に従事しているか(例: 対象会社がコア技術の研究開発に注力しており、関係者が

同種製品の製造を行っている等)を重点的に確認する。さらに、関係者が取引相手方を介して機密情報(例:取引相手方が開示を受けた技術資料を関係当事者と共有し、研究開発に利用する等)を取得し得るかを分析する。

将来締結する秘密保持契約においては、全ての関係者を秘密保持義務の対象として明確に含め、取引相手方に対し関係者の秘密保持行為について連帯責任を負わせる旨を規定する必要がある。また、取引相手方が当方の書面による事前同意なく、関係当事者に対していかなる機密情報も開示することを禁止する。

2.4 秘密保持契約(NDA)

2.4.1 枠組み型の秘密保持契約を構築し、組織再編・M&A 取引における全体的な秘密保持の原則および取決めを確立する。

番号	主要条項	主要内容
1	秘密保持義務の主体	<p>契約当事者: 買収者と対象会社を主要当事者として明確化し、双方の正式名称、法定代表者、所在地、授權代表者情報を漏れなく記載する。</p> <p>その他の関連主体: 取引遂行上、秘密情報の開示または接触が必要となる主体を契約当事者に含めることを検討する。例えば、買収者または対象会社の親会社・子会社・関連会社、デューデリジェンスの仲介機関等である。関連主体を直接の当事者とするのが困難または不適切な場合でも、少なくとも誓約・保証条項を設け、買収者または対象会社が「関連主体にも秘密保持義務が及ぶこと」について誓約または保証し、秘密情報に接触し得るすべての主体を秘密保持義務の対象に含める。</p>
2	主体別責任の区分	<p>対象会社を主要な情報開示者として、開示情報の範囲および秘密レベルを明確化する。買収者を主要な情報受領者として秘密保持義務を負担させ、買収者内部者による漏えいは買収者の契約違反とみなす。必要に応じ、(買収者または対象会社の)委託者が外部委託する</p>

		<p>第三者機関・人員に独立の NDA 締結を義務付け、第三者の漏えいは委託者の違反とみなし、委託者が主たる責任を負い、第三者は補充的に連帯責任を負う旨を定める。</p>
3	秘密情報の範囲	<p>「包括的定義＋具体例示＋除外事由」により、秘密情報の範囲を明確化し、争いを防止する。</p> <p>包括的定義:「秘密情報」とは「営業秘密」をいい、本件 M&A に関連して取引過程で開示者が受領者に開示する、一般に公知でなく商業的価値を有する技術情報・営業情報その他一切の関連情報を指し、書面、電子データ、口頭、物品等、いかなる形式をも含む。</p> <p>具体例示:</p> <p>技術系:コア技術パラメータ、未公開の特許出願、製造工程、研究開発データ、技術文書、製品プロトタイプ等。</p> <p>営業系:主要顧客、サプライヤー一覧および契約、販売・生産戦略、市場シェアデータ、価格決定メカニズム、独占的協業資源、クローリング条件、事業統合計画等。</p> <p>財務情報:原価計算明細、未公開財務諸表、利益予測等。</p> <p>その他:上記包括的定義を満たすその他の営業上の情報。</p> <p>留意点:取引過程で生じる「派生情報」(受領者が秘密情報に基づき推導や作成した原価モデル、市場レポート等)も秘密情報に含めることを明記し、その所有権は開示者に帰属する旨を定める。</p>
4	秘密情報の例外	<p>既に公知となっている情報、開示者が書面で公開可能と確認した情報、受領者が独立かつ適法に取得した情</p>

		<p>報、法令により開示が義務付けられる情報は、秘密情報を含めない。</p> <p>留意点: 請求者には、公開されているチャネルから情報源の証明を提供するという追加の義務が課される場合もある。</p>
5	秘密保持義務	<p>コア義務: 不正な取得・開示・使用(第三者への使用許諾を含む)を禁止する。本製品について、分解、測定、解析その他一切のリバースエンジニアリング行為を行ってはならないものとし、また、第三者にこれらの行為を行わせてはならない。</p> <p>情報管理義務: 受領者は自己の同程度に重要な情報を保護する場合に劣らない慎重な措置を講じる。例えば、電子情報はアクセス制限付きの暗号化形式で保管しなければならない。紙媒体の情報は指定された場所に保管し、貸出登録を行う必要がある。暗号化されていない経路で機密情報を送信することは禁止されて、許可なくコピーまたは抜粋することは禁止される。</p> <p>目的外使用の禁止: 秘密情報は、本件 M&A の DD、評価、交渉、クローニング等の合意目的のためにのみ使用し、自社の経営・研究開発その他取引と無関係の活動に使用しない。</p> <p>使用方法の制限: 閲覧、ダウンロード、複製、印刷の権限範囲を明確化する。</p> <p>返還・廃棄義務: 取引中止または完了後、合意期限内に秘密情報および媒体を返還し、または開示者の要求に従い削除し媒体を廃棄する。</p> <p>通知・協力義務: 漏洩の恐れまたは漏えいが判明した場合、直ちに開示者へ通知し、損害軽減のための救済措置に協力する。</p>

6	秘密保持期間	必要に応じて3～5年等の期間を設定できる。あるいは、営業秘密に関する秘密保持義務は、当該情報が公知となる日まで存続する旨を合意できる。
7	契約違反の認定	いずれかの当事者(契約上明記された当事者の関連当事者を含む)が、秘密保持義務に違反した場合(不正取得、開示、目的外・不適切使用、返還・廃棄の不履行等を含むがこれに限られない)、契約違反を構成する。これらの違反について、遵守当事者は債務不履行責任または不法行為責任に基づく請求を提起できる旨を明確化する。
8	法的責任	<p>(1)違反・侵害行為の直ちの停止。</p> <p>(2)損害賠償:遵守当事者の一切の経済的損失(直接損失、信用毀損、逸失利益、研究開発費投入、秘密状態への回復費用、権利行使に要する弁護士費用・評価費用等の合理的費用を含む)を賠償する。</p> <p>(3)違約金:取引価格または開示情報の価値等を基礎として、30%～50%の割合で違約金を設定することができる。併せて、①違反の軽重に応じ違約金の適用割合を調整する旨、②実損害が違約金額を上回る・下回る場合に、いずれの当事者も実損害に基づき増額・減額を求め得る旨を定めることを検討する。</p>
9	準拠法	当事者は、契約紛争の準拠法を選択できる。もっとも、契約違反または不法行為に基づく責任の認定は、将来司法的保護を求める保護請求地との関係を有する。また、営業秘密は知的財産の一類型として、その帰属・内容は一般に保護請求地法により判断されることが多い。したがって契約協議においては、将来想定される保護請求地の法を、準拠法選定の重要要素として考慮すべきである。

		<p>留意点: 将来の保護請求地と異なる国の法を安易に選択すると、営業秘密の権利帰属判断の不確実性が増すのみならず、外国法の調査コスト等、権利行使費用が増大し得る。</p>
10	管轄	<p>一般に、当事者一方の住所地、契約履行地、契約締結地等、紛争と実質的関連を有する地の裁判所管轄を合意できる。</p> <p>注: 非違反当事者の所在地以外を管轄とする場合、将来の勝訴判決の域外での強制執行可能性およびコストも踏まえて検討する。</p>
11	その他	<p>(1) 引抜き禁止: 取引を契機とした開示者の人員引抜きを防止するため、受領者が一定期間、開示者の従業員を勧誘しない旨を定めることができる。</p> <p>(2) 迂回禁止: 受領者が対象会社の秘密情報を得た後、その情報を利用して第三者と直接協業することを防止するため、契約締結後、受領者が直接または間接に開示者を迂回して第三者との協業機会を探索・交渉しない旨を定めることを検討する。</p>

2.4.2 第三者(仲介機関等)との秘密保持契約

第三者との秘密保持契約の枠組みおよび内容は、枠組み型 NDA を参照しつつ、仲介機関等への情報開示の特性を踏まえ、以下の追加点に留意する。

番号	ポイント	主要内容
1	秘密保持義務の主体	「第三者およびその関与者」の範囲を明確する。
2	情報使用範囲の厳格な限定	第三者は秘密情報を「唯一のサービス目的」のためにのみ使用する。例えば、弁護士はデューデリジェンス報告書・法律意見書の作成目的に限る。監査機関は監査報告書の作成目的に限る。第三者自身の事業、他の顧客対応、その他合意しな

		かった用途に使用してはならない。
3	情報開示方法の明確化	第三者は、企業クラウドストレージ、電子メール等、合意した手段によりのみ情報を取得する。第三者の担当者が情報にアクセスする前に申請・承認を経てアクセス権限が付与されること等、取得手続を明確化する。
4	情報の具体的な利用方法の明確化	原則として閲覧のみとし、ダウンロード、複製、印刷等を禁止する。特段の必要がある場合は、申請・承認を経て権限付与を受けけることを要する。

三、取引実行段階

3.1 取引書類への営業秘密保護条項の組み込み

M&A 取引契約の具体的な協議・締結時、または特定の資産を対象とする個別取引契約を締結する際には、秘密保持義務の再確認および強化を目的として、契約書中に秘密保持条項を織り込むことを検討することができる。これは、秘密保持契約ではカバーしきれない細部の抜け漏れを補完することを目的とするものである。以下のポイントを補充事項として検討することが考えられる。

番号	補充ポイント	主要内容
1	秘密情報の範囲の更なる明確化	<p>(1) 取引事実自体の秘密保持: M&A 取引の存在、取引相手、取引スキーム、取引スケジュール等の情報についても秘密情報に該当することを明確に定め、情報漏洩による不正利用や市場への悪影響を防止する。</p> <p>(2) 取引特有の情報への対応: 当該取引に関連する具体的な情報、内容、データを秘密情報の範囲に含める。たとえば、未公表の事業統合計画、組織体制の変更、システム移行計画等も秘密情報に含めるべきである。</p> <p>(3) 移行期間中の秘密保持: 取引の移行期間中における対象会社の重要な意思決定、資産処分の状況、主要人材の異動、未開示の債務または偶発債務等についても、取引全期間を通じて秘密として取り扱うものとする。</p>
2	秘密保持義務主体の明確化	<p>(1) 権利義務の承継者: 対象会社の株式譲渡や資産移転を伴う場合には、譲受人または承継人が当然に秘密保持義務を承継することを定め、主体の変更によって責任が空洞化することを防止する。</p> <p>(2) 退職者への対応: 受領者側の関係者が退職した後も、約定どおり秘密保持義務を負うことを明確にし、受領者は事前に義務を通知するとともに、書面による記録を保存するものとする。</p>
3	秘密保持契約	両者は相互補完の関係にあるものとする。同一内容について、

	との効力関係	取引契約における秘密保持条項が秘密保持契約よりも厳格な義務を定めている場合には、そのより厳格な規定を優先して適用する。
--	--------	---

3.2 秘密情報取扱者へのコミュニケーションおよび対応

秘密情報取扱者は、再編・M&Aの各段階において企業の営業秘密に接する機会を有する。この期間中に、職務内容の変更、心理的な動揺、雇用関係の終了等が生じた場合、営業秘密漏洩のリスクが高まるおそれがある。そのため、秘密情報取扱者の業務状況の安定性に留意し、十分なコミュニケーションを図るとともに、業務上の適切な配置および必要な管理・拘束措置を講じる必要がある。

対象者	取るべき対応策
継続雇用者	<p>(1) M&A・再編の進捗に応じて、当事者双方の秘密情報管理ルールを調整・統一し、秘密情報の定義、区分基準および保護措置を見直した上で、統ルールの下で運用させる。</p> <p>(2) M&A後の情報保護ニーズを踏まえ、継続雇用者の秘密保持責任、情報の取得・開示・利用に関する要件を明確化する。</p> <p>(3) 秘密情報の範囲変更に応じて、秘密保持契約の再締結または補充契約を締結する。</p> <p>(4) 必要に応じて、専門的な秘密保持研修を実施する。</p>
配置転換者	<p>(1) 旧職務における秘密情報およびその媒体の回収・引継管理を適切に行う。</p> <p>(2) 職務変更に応じて、秘密情報へのアクセス権限を調整する。</p> <p>(3) 新たな職務内容に即した秘密保持要件を設定し、補充契約を締結する。</p> <p>(4) 必要に応じて、専門的な秘密保持研修を実施する。</p>
退職者	<p>(1) 退職者が接触した営業秘密の内容および痕跡を整理・確認し、当該退職者が把握している営業秘密の内容、媒体形態および記録等を把握する。</p> <p>(2) 旧職務に関する秘密情報およびその媒体の回収・引継管理を</p>

	<p>徹底する。</p> <p>(3)退職時秘密保持誓約書を締結し、退職後も秘密保持義務を継続して負わせる。</p> <p>(4)必要に応じて、競業避止義務を発動するか否かをあわせて検討する。</p>
--	--

四、取引完了後における秘密情報の取扱いメカニズム

取引終了後(協議による終了、承認未了、取引不成立その他いかなる理由による場合を問わない)においては、秘密保持契約の定めに従い、受領者に対し秘密情報の返還・廃棄および不使用を求め、あわせて契約に定めるその他の措置を講じる必要がある。さらに、内部的な自己チェックを通じて潜在的な漏洩リスクを遮断し、取引終了による営業秘密漏洩リスクを可能な限り低減することが求められる。

4.1 秘密保持義務履行の通知

秘密保持条項に基づき、各当事者の取引終了後の義務を明確化し、取引終了後の秘密情報漏洩を防止する。取引相手方、取引に関与したすべての仲介機関(弁護士、公認会計士、評価機関等)、関係会社および営業秘密に接触したすべての主体に対し、秘密保持義務履行を求める通知を発出する。通知書には、取引が停止した事実を明示した上で、秘密保持義務を再確認し、秘密情報およびその媒体の返還、廃棄ならびに不使用を求める旨を記載するものとする。

必要に応じて、受領者に対し、一定期間内に書面による対応結果の提出を求めることができる。また、通知書において「情報漏洩の通報窓口」(専用メールアドレス、匿名通報用電話番号等)を明示し、秘密情報の漏洩またはその疑いを発見した場合には、速やかに権利者へ通知する義務を課すことも検討される。

4.2 回収・廃棄証明の取得

取引終了後は、秘密情報の内容および形態に応じ、以下の方法により、情報受領者が保有するすべての秘密情報を回収または廃棄する。

秘密情報の種類	回収／廃棄の要件	留意事項
電子情報	情報が保存されている媒体(CD、ハードディスク、USBメモリ等)の返還を求める。返還が困難な電子データについては、「復元不可能な方法」により削除することを求める(専門のデータ消去ソフトの使用を推奨)。	1. 受領者に返還引渡書または削除・廃棄確認書への署名を求める。 2. 秘密情報削除・廃棄の過程を記録した動画の提

紙媒体情報	原本およびその複製物の返還、またはシュレッダーによる裁断廃棄を求める。	出を求める。 3. 必要に応じて、廃棄作業への立会いを行う。
物理的資料	製品サンプル、秘密情報を含む設備、部品等の返還を求める。	

4.3 内部自己チェック

取引終了後、社内における秘密情報管理上の潜在的な不備(従業員による秘密情報の保有、システム権限の未回収等)について、全面的な自己チェックを実施する。

4.3.1 自己チェックの範囲および主要内容的側面—秘密情報の保有状況の確認

取引に参与した秘密情報取扱者に対し、保有している秘密情報およびその媒体を明確にさせ、媒体の種類に応じて返還、保管および管理を適切に行わせる。

特に重要な秘密情報については、USB メモリ、私用メール、クラウドストレージ等を通じた無断複製の有無、ならびに取引関係者以外の第三者に対する取引内容または営業秘密の開示の有無について重点的に確認する。

システムおよび設備の側面—アクセス権限およびデータの整理

IT 部門主導のもと、取引関連システム(財務システム、顧客管理システム、研究開発システム等)のアクセス履歴を確認し、不要な権限を回収する。取引相手方、仲介機関および社内の非必要人員のアクセス権限を停止するとともに、取引目的でアップロードされた秘密情報(デューデリジェンス用財務資料、技術文書等)を削除する。あわせて、システムログに残存する可能性のある秘密情報や、業務上不要な秘密情報が残存していないか、社内の端末機器についても確認・削除を行う。

4.3.2 自己チェック後の是正および改善措置 即時是正

自己チェックにより発見された未返還・未削除の秘密情報については、直ちに回収し、法務部門の監督のもと集中処理を行う。秘密情報の不正複製または漏洩の疑いがある従業員については、社内規程に基づき対応する。システム権限の整理が不十分な場合には、IT 部門が速やかに是正を行う。

中長期的な改善

取引過程で顕在化した管理上の課題(秘密情報の区分不明確、権限管理の不

徹底等)を踏まえ、秘密保持制度を見直し、取引場面における秘密保持フローおよび責任分担を明確化する。また、自己チェックで判明した問題点を踏まえ、従業員教育を強化し、秘密保持義務および法的責任を再確認する。さらに、秘密情報の交付、閲覧、回収、廃棄等の重要なプロセスを記録し、トレーサビリティを確保する。

4.3.3 緊急対応体制の発動

秘密情報漏洩の通報を受けた場合、または漏洩の兆候を自ら発見した場合には、直ちに緊急対応プロセスを開始し、通常、以下の対応を行う。

- (1) 秘密情報漏洩事例について、速やかに経営陣へ報告する。
- (2) 外部弁護士または専門コンサルタントの意見を求め、事例の緊急性および重大性を評価する。
- (3) 秘密情報に関連する各部門と連携し、漏洩に関与した可能性のある人員、情報範囲、流出経路および影響度を厳格な秘密保持の下で分析・調査し、必要な措置を講じる。
- (4) 分析・調査結果に基づき、法務部門が証拠を保全し、権利行使方針を策定するとともに、秘密情報の更なる漏洩防止措置を講じ、他部門はこれに協力する。
- (5) 必要に応じて、漏洩行為者に対し、弁護士名義の警告書等を送付し、漏洩行為の即時停止および是正措置(秘密情報の削除、開示資料の返還、秘密保持誓約書の提出等)を求め、状況に応じて責任追及(訴訟)の開始を検討する。

五、その他の関連事項

5.1 リバースエンジニアリングおよびその対応

リバースエンジニアリングは、営業秘密侵害に該当するか否かが争点となりやすい行為の一つである。リバースエンジニアリングとは、公開市場等から入手した製品を対象に、分解、測定、分析等の技術的手段を用いて、その技術情報を再現・解析する行為をいう。

5.1.1 適法なリバースエンジニアリングの成立要件

製品の取得が適法であること: 製品は、公開市場での購入、適法な贈与等の正当な手段により取得されていなければならない。窃取、贈賄、秘密保持契約違反等の不正な手段による取得は許されない。情報の取得手段が窃盗や産業スパイ行為等の違法手段である場合、リバースエンジニアリングの抗弁は成立しない。

実施手段が正当であること: 分解、測定、分析、シミュレーション等の技術手段を用い、暗号化チップの解析や偽造防止措置の破壊等、製品の保護措置を破壊・回避する不正な手段を用いないこと。また、実施過程については、分解動画、測定データ、分析報告書等の完全な記録を保存する必要がある。

秘密保持義務が存在しないこと: リバースエンジニアリングを行う者と営業秘密の権利者との間に、秘密保持義務関係が存在しないこと(秘密保持契約未締結、過去に権利者の下で勤務し秘密情報に接触していない等)が必要である。過去に当該営業秘密に接触したことがある場合、その後リバースエンジニアリングを行ったとしても、適法取得を主張することはできない。

リバースエンジニアリングの過程が検証可能であること: 実施者は、技術的手段により情報を取得したことを裏付ける研究開発記録、実験データ、分析報告書等から成る証拠体系を提示できなければならない。

5.1.2 再編・M&Aにおけるリバースエンジニアリングのリスクポイント

- 取引の過程において、対象会社の製品や情報が取引相手方または取引に関与する第三者に知られ、それらの情報を基に「リバースエンジニアリング」を組み合わせることで権利者の技術秘密が再現されるおそれがある。特に、対象会社の製品がすでに市場に流通しており、技術秘密の媒体が外部から接触可能な製品(設

備、部品等)である場合には、そのリスクが高い。

- 再編・M&A が不成立となった後、すでに対象会社の製品を取得している取引相手方が、リバースエンジニアリングを通じて短期間で技術秘密を把握し、自社の研究開発期間を短縮することで競争優位性を形成するおそれがある。
- 企業の撤退過程において、適切に処理されなかった在庫製品や廃棄設備が競合他社に取得され、リバースエンジニアリングが実施されることにより、技術秘密が漏洩するおそれがある。
- 買収された会社の秘密情報取扱者が退職後、その知得している情報を利用し、新たに就職した企業においてリバースエンジニアリングを通じて元企業の営業秘密を再現することを支援するおそれがある。

5.1.3 企業の防御戦略

技術面—製品自体の秘密設計を強化し、リバースエンジニアリングを制限する

一体化構造設計:コア技術を製品内部に統合し、分解不能、または分解するとコア構造が破壊される設計(コア部品の溶接封止、ワンウェイ式クリップの採用等)を採用することで、リバースエンジニアリングの難易度を高める。また、製品の物理的外観に「無断分解・リバースエンジニアリング禁止」等の法的注意表示ラベルを貼付する。

技術的混同および暗号化:製品の主要部品に特定のパラメータや非汎用記号を付与し、測定・解析を妨害する。製品に内蔵されるソフトウェアや制御プログラムについては暗号化およびアクセス制限を施し、コアアルゴリズムの解析を防止する。

特許との組合せによる保護:営業秘密と特許技術を組み合わせ、コア工程は特許で保護し、補助的技術は営業秘密として秘匿することにより、仮に製品がリバースエンジニアリングされた場合でも、完全な技術体系が取得されないようにする。

契約面—リバースエンジニアリング禁止条項の設定

秘密保持契約または秘密保持条項に「リバースエンジニアリング禁止」条項を盛り込み、「受領者は、製品に対して分解、測定、解析等のリバースエンジニアリング行為を行ってはならず、また第三者にリバースエンジニアリングを実施させてはならない」旨を明確に定める。

人的管理—秘密保持契約および競業避止条項の整備

コア的な秘密情報取扱者に対しては、対象を限定し補償を合理的に設定した競

業禁止措置を講じる。あわせて、社内外のすべての秘密情報接触者に対し、秘密保持契約においてリバースエンジニアリングを明確に禁止する条項を盛り込む。

製品面

残存する在庫製品や廃棄設備に営業秘密が含まれていないかを確認し、秘密情報を含む部品については回収、破壊または廃棄等の措置を講じる。

5.2 秘密情報の権利帰属に関する紛争

企業の再編または撤退過程において、秘密情報の権利帰属を明確に定めていない場合、営業秘密の不適切な使用または漏洩を招くおそれがある。

5.2.1 主な争点となる場面およびリスク

- 持分取得において、対象会社の営業秘密は持分とともに移転するのか、買収者は対象会社の営業秘密を無制限に使用できるのか、また元株主は引き続き使用权を有するのか。
- 事業分離において、分離対象事業に関連する営業秘密(事業の技術方案、顧客資源等)は事業とともに譲受人に移転するのか、元企業は他事業において秘密を使用できるのか。
- 再編・撤退後における秘密情報取扱者の移動により生じる営業秘密の交錯使用リスク。たとえば、元中核人材が二つの関連企業に同時に関与する場合、秘密情報漏洩の危険が生じ得る。

5.2.2 秘密情報の承継および分割に関する基本原則

企業間の接触、秘密保持契約の締結および正式な取引過程においては、以下の基本原則を参照してリスク管理を行うことが考えられる。

合意優先の原則: 秘密情報の権利帰属、使用権限、制限条件等は、再編・撤退に関する契約(買収契約、会社分割契約、資産譲渡契約等)において明確に定めるものとし、黙示的な承継や曖昧な使用を避ける。

関連性の原則: 秘密情報の帰属は、原則として事業または資産の帰属と一致させる。すなわち、特定事業に関連する営業秘密(当該事業の技術、顧客リスト等)は、当該事業とともに対応する主体へ移転すべきである。権利帰属主体と情報使用主体が一致しない場合には、ライセンス契約等により権利義務関係を明確化する。

最小必要使用の原則: やむを得ず元権利者に秘密情報の使用权を留保する場合(短期的な移行使用等)には、使用範囲、期間および目的を明確に定め、必要最小限を超える使用や第三者への開示を禁止する。

秘密保持義務継続の原則: 秘密情報の帰属先にかかわらず、元秘密情報取扱者および関係主体は、秘密保持契約に基づく義務を引き続き遵守し、権利帰属の変更を理由として情報を漏洩してはならない。

六、営業秘密漏洩後の法的救済

営業秘密が漏洩した場合には、迅速に権利行使措置を講じ、被害拡大を防止するとともに、証拠保全等の必要な対応を行い、適切な手段を選択して責任追及を行うことで、損失の最小化および権利保護を図る必要がある。

6.1 是正措置

漏洩発生後は直ちに対応し、営業秘密の更なる拡散または不正利用を防止する。

6.1.1 内部対応

情報隔離および権限回収:漏洩に関連する電子情報へのアクセス権限(秘密情報システムのアカウント、共有文書権限等)を直ちに停止し、秘密情報媒体(USBメモリ、ハードディスク、紙媒体資料等)を回収する。中核的な秘密情報システムについては一時的に閉鎖管理を行い、適切な者のみ限定的にアクセスを許可する。

内部調査およびリスク評価:漏洩範囲(秘密情報のレベル、知得者、拡散経路等)を迅速に調査し、技術優位性の喪失、顧客流出、市場シェア低下等の潜在的損失を評価し、初期評価報告書を作成する。

人的管理:秘密情報取扱者に対し緊急ヒアリングを実施し、漏洩状況を確認する。漏洩情報に接触した可能性のある者に対しては、秘密保持の再確認または誓約を求め、無断での拡散や対外開示を禁止する。

証拠保全および権利行使戦略の策定:漏洩関連証拠を収集・固定し、証拠連鎖の完全性を確保する。漏洩状況を踏まえ、権利行使ルートの実行可能性およびコストを評価し、核心的な請求内容を明確化するとともに、想定される抗弁への対応策を準備する。

6.1.2 外部対応

侵害停止通知の送付:状況に応じて、漏洩行為者または侵害者(漏洩情報を使用する第三者を含む)に対し、弁護士名義の警告書等を送付し、当該営業秘密の開示、使用または第三者への使用許諾の即時停止、関連資料および媒体の廃棄を求め、期限付きで対応状況の説明を要求する。

取引先とのコミュニケーション:顧客名簿や協業計画等の営業情報が漏洩した

場合には、主要顧客やパートナーと速やかに連絡を取り、漏洩事例の概要を説明し、秘密保持義務を再確認するとともに、代替的な協力案や優遇条件を提示し、顧客流出を防止する。

責任追及手続(訴訟)の検討:相手方が是正に応じない場合、または協議・通知後も侵害行為が継続する場合には、訴訟手続の開始を検討する。

6.2 営業秘密の整理および証拠準備

証拠は営業秘密保護の基盤であり、権利行使に際しては、法令に基づき営業秘密および侵害成立要件を明確にした上で、必要な証拠を準備し、完全な証拠体系を構築する必要がある。

6.2.1 営業秘密の具体的内容の特定

権利者は、まず営業秘密を構成する具体的内容、すなわち「秘密点」を特定しなければならない。秘密保持制度または秘密保持契約において定める秘密情報の範囲は一般に包括的であるが、実際の権利行使においては、裁判所は法的要件に基づき、保護対象情報を厳格に審査し、営業秘密の構成要件を満たす具体的情報のみが保護対象となる。

権利者が保護範囲を広げる意図や法令・技術背景への理解不足から、当初過度に広げた範囲を秘密情報として主張し、公知情報を含めてしまう場合がある。この場合、「非公知性」の要件が否定され、当該情報は営業秘密として認められないおそれがある。主張情報のうち公知部分を明確に区別して初めて、営業秘密の法定要件を満たすことができる。

具体的には、技術情報については、設計図や製造工程のどの部分、段階、工程が技術秘密を構成するのかを特定する必要がある。営業情報については、単に「〇〇顧客」と抽象的に主張するのではなく、取引交渉や長期取引を通じて形成された独自の内容(取引慣行、顧客固有の需要、供給時期、価格下限等)を具体的に特定し、公知情報を保護対象に含めないよう留意する必要がある。

6.2.2 主張する営業秘密が「三要件」を満たすことの立証

権利者は、情報が「秘密性」「有用性(価値性)」「秘密管理性」の三要件を満た

すことを立証する必要がある。

① 秘密性:情報が公然と知られていないこと、すなわち、当該分野の関係者に一般的に知られておらず、容易に入手できないことをいう。通常は、専門家による分析報告書、先行技術調査や文献検索等を通じて立証する。

② 価値性:情報が潜在的または現実的な商業価値を有することをいう。具体的には、当該秘密を用いた製品の販売実績や市場占有率等の資料により立証することができる。

③ 秘密維持性:情報について合理的な秘密管理措置が講じられていることをいう。秘密情報およびその媒体の性質、商業価値、管理措置の識別可能性、管理措置と秘密情報との対応関係、権利者の管理意思等の要素を総合的に考慮して判断される。

なお、現行法令および司法実務においては、権利者の立証負担を軽減する観点から、権利者が営業秘密侵害の可能性の蓋然性および秘密管理措置の存在を合理的に示した場合、「秘密性」に関する立証責任は被疑侵害者側に転換されるとされている。もっとも、訴訟提起前の段階においても、権利者としては一定程度の「秘密性」に関する立証準備を行っておくことが望ましく、これを怠ると、侵害者から反証が提出された際に対応が後手に回り、訴訟の不確実性が高まるおそれがある。また、訴訟過程において当事者間で「秘密性」に争いがある場合には、裁判所が司法鑑定を命じ、情報が秘密性を有するか否かを判断することが多い。

6.2.3 営業秘密侵害行為に関する立証

実務上、営業秘密侵害は通常秘匿性が高く、権利者は侵害者がどのような不正手段(窃取、贈賄、詐欺、脅迫、電子的侵入等)により営業秘密を取得したかを把握することは困難である。そこで一般に、「接触+類似」の原則に基づき侵害行為の存在を推定立証する運用が採られる。ここでいう「接触」とは、侵害者が権利者の営業秘密に接触し、取得し得る条件・可能性を有していたことをいう。「類似」とは、侵害者が使用している情報が、権利者の秘密情報と同一または実質的に類似であることをいう。権利者が「接触+類似」について立証責任を尽くした場合、侵害者側は、当該情報が権利者から取得されたものではないこと(例:自己開発、第三者からの適法な許諾その他の適法な取得経路)を立証すべき責任を負い、これを立証できな

いときは、侵害者が権利者の営業秘密を使用したものと推定され、侵害が成立すると判断され得る。

「接触」の立証は以下の観点から：

- ① 侵害者が退職者である場合には、当該退職者と営業秘密との接触事実、すなわち在職中、業務上の必要または職務上の便利により営業秘密情報を取得し得たことを立証する必要がある。通常、当該退職者の職務内容・担当業務、日常業務記録、秘密情報の作成・修正・閲覧・借用・使用への関与事実等を基に証拠を収集する。
- ② 侵害者が取引相手または第三者である場合には、侵害者が権利者の営業秘密情報に接触した事実、または権利者の退職者の転職・就任等により、侵害者側が営業秘密に接触し得た機会を有していたことを立証する。前者の証拠としては、当事者間の接触・協議記録、業務過程で締結された秘密保持契約、秘密資料の引渡記録等が挙げられる。後者の証拠としては、退職者と侵害者側組織との間の出資関係、就任関係、役務提供関係その他の関連性を示す資料が挙げられる。

「類似」の立証は以下の観点から：

公開情報等の手段を通じて、侵害者が使用する技術情報に関する初期的手掛かりを得た上で、調査委託や被疑製品の購入等により、被疑製品および関連技術情報を取得し、分析・比較を行い、権利者の営業秘密が使用されたか否かを判断するための初期証拠とすることが考えられる。また、裁判所が受理した後は、裁判所に対し証拠保全を申し立てることにより、侵害者が使用する情報の内容を更に取得することができる。¹

さらに、被疑侵害情報を取得できた場合、権利者は訴えを提起する前に技術専門家へ技術対比報告書の作成を委託し、初期証拠とすることができるほか、訴訟係属中に裁判所へ「同一性」についての司法鑑定を申請し、「類似」要件を満たすことを立証することも可能である。

6.2.4 損害の立証

権利者が損害賠償額を主張する方法は、一般に以下の三つの類型がある。すなわち、権利者の実際損害の立証、侵害者の侵害利益の立証、法定賠償の範囲内

¹ ただし、証拠保全の成否には一定の不確実性がある。侵害者が「資料が存在しない」等を理由に提出を拒む、または取得の障害を設けることにより、権利者に有利な証拠を得られない場合がある点に留意を要する。

(500万円以下)で裁判所に裁量算定を求める方法である。賠償額には、侵害行為の差止め等のために支出した合理的費用を含めることができる。さらに、侵害者が悪意で営業秘密侵害を行い、かつ情状が重大である場合には、損害額を基礎として1倍～5倍の懲罰的賠償を請求できる。

権利者の実際損害:侵害行為により営業秘密が公知化していない場合には、営業秘密の合理的なライセンス料を参照して損害を算定し得る。侵害により営業秘密が公知となった場合には、営業秘密の価値に基づき実際損害を算定し得る。営業秘密の価値は、通常、研究開発コスト、秘密を実施したことによる利益、競争優位を維持し得る期間等の要素を総合考慮して判断される。

侵害者の侵害利益:侵害製品の販売数量、業界平均利益率等のデータは複数の経路から取得可能であり、侵害者が上場会社である場合には公告資料等から取得でき、証拠価値が高い。さらに、訴訟において権利者が侵害利益の初期的証拠を提示した後、裁判所に対し、侵害者に帳簿・資料等の営業秘密侵害に関連するものの提出命令を求めることができる。

法定賠償:実際損害および侵害利益のいずれも立証困難な場合には、法定賠償による算定を求めることができる。裁判所は、営業秘密の性質、商業価値、研究開発コスト、革新性、もたらされる競争優位、侵害者の主観的帰責性、侵害行為の性質・情状・結果等の要素を総合考慮して金額を定める。

6.3 権利行使手段の検討および準備

営業秘密の権利行使は、「証拠要件が厳格」「関連分野が広範」「救済ルートが多様」という特徴を有するため、権利者は侵害の重大性、保有証拠の状況等を踏まえ、単一ルートまたは複数ルートを連携させた権利行使方案を適切に選択する必要がある。

6.3.1 民事・行政・刑事の各手段のメリット・デメリット

手段	メリット・デメリット	要点
民事手続き	メリット: ①立件のハードルが相対的に低く、権利者が訴訟開始や進行の主導権を持ちやすい。	①原告は、営業秘密権利の存在、侵害行為の存在および損害について主要な立証責任を負う。

	<p>②財産保全により侵害者資産を凍結し、圧力を与えるとともに将来の強制執行を確保できる。</p> <p>③事例により、行為保全により侵害行為の継続を差し止め得る。</p> <p>④損害賠償(場合により懲罰的賠償)を請求できる。</p> <p>デメリット: 権利者の立証負担が重く、期間が長期化しやすく、費用(弁護士費用、調査・証拠収集、鑑定費用等)が高い。</p>	<p>②訴訟では、主張する営業秘密の「非公知性」および侵害者が使用する情報との「同一性」について、裁判所が鑑定機関に鑑定を嘱託する手続を要することが多い。</p>
行政摘発	<p>メリット: ①刑事より立件ハードルが低い(損害 30 万円の要件を要しない)。</p> <p>②行政機関が強制手段により証拠収集を行える。</p> <p>③行政手続で認定された事実は将来の司法判断の参考となり得る。</p> <p>④行政手続で損害賠償について調停を組織することがある。</p> <p>デメリット: ①担当者の専門性が不足する場合がある。</p> <p>②人的リソースの制約により受理困難に直面することがある。</p>	<p>①申立人は、営業秘密権利の存在、侵害行為の存在および損害について主要な立証責任を負う。</p> <p>②受理後、現場検査、当事者聴取、財務記録の取得等の調査が行われ得る。</p> <p>③「非公知性」「同一性」の鑑定は、申立前に権利者が私的に委託することも、立件後に行政機関が開始することも可能。</p> <p>④侵害成立が認定された場合、侵害停止命令、不当利得没収、10 万元以上 100 万元以下の罰金。情状が重大な場合は罰金が 500 万元に達し得る。</p>
刑事告訴	<p>メリット: ①取締りの強度が高く、抑止効果が最も大きい。</p> <p>②公安機関による強制的な証拠収</p>	<p>①告訴人は、営業秘密権利の存在、侵害行為の存在および損害について主要な立証責任を負う。</p>

	<p>集能力に優位がある。</p> <p>デメリット：①立件要件が高い。¹</p> <p>②担当者の専門性が不足する場合があります。③損害賠償問題は解決しない。</p>	<p>②告訴前に「非公知性」「同一性」につき鑑定を委託する必要がある。</p> <p>③損害額が 30 万元以上であることの立証が必要。</p> <p>④犯罪成立、情状が重い：3 年以下の有期懲役に処せられ、罰金も併科される。情状特に重大：3 年以上 10 年以下の有期懲役に処せられ、罰金も併科される。</p>
--	---	--

6.3.2 権利行使の戦略

営業秘密侵害に対しては、民事手続による権利行使および刑事手続による保護のいずれも選択肢となり得る

営業秘密侵害に対する対応として、民事による権利行使と刑事告訴は、相互に独立したルートであり、権利者は案件の実情に応じて選択できる。同一の営業秘密侵害行為について民事と刑事を並行して行う場合、裁判所が「民事事件の審理は当該刑事事件の審理結果を前提とする必要がある」と判断すると、民事事件の審理が中止されることがあり、いわゆる「先刑後民」の原則として整理される。刑事告訴の利点は、司法機関の強制的な証拠収集権限により、侵害者による証拠隠匿や調査妨害の困難を突破し、民事手続では収集が難しい重要証拠を効率的に獲得し得る点にある。また、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定」第十条によれば、既に人民法院の確定裁判で認定された基本事実については、当事者の立証を要しないとされ、刑事手続で認定された事実・固定された証拠は、後続の民事事件において参考価値が高く、権利者の立証負担を大幅に軽減し得る。

もともと、刑事証拠が民事手続で自動的・無条件に採用されるわけではない。「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用に関する若干の規定」第 22 条によれば、人民法院が営業秘密侵害民事事件を審理するに当たり、営業秘密侵害犯罪に係る刑事訴訟手続において形成された証拠については、法定手続に従い、全面的かつ客観的に審査しなければならない。また、同規定第 23 条は、当事者が、確定した刑事裁判により認定された実際損害額または違法所得に

¹ 告発前に「非公知性」「同一性」につき鑑定が必要であり、かつ損害が 30 万元以上であることを直接証拠で立証する必要がある。

基づいて、同一の営業秘密侵害行為に係る民事事件の賠償額を算定すべきであると主張する場合、人民法院はこれを支持すべき旨を定めている。

営業秘密の権利帰属に争いがある場合は、原則として「先民後刑」

営業秘密の権利主体の帰属や権利範囲について重大な争いが存在する場合、直ちに刑事手続を開始すると、核心的事実が未確定であることから、事件が長期化するおそれがあり、ひいては法秩序の統一性を損ない、刑法の謙抑性原則に反する結果を招きかねない。

この点について、最高人民法院民事第二法廷長である宋曉明は、かかる状況下では、まず民事紛争の審理を通じて権利主体等の核心的事実を確定し、その上で刑事犯罪の成否を判断すべきであると指摘している。例えば、ある営業秘密侵害に関する刑事事件において、当事者間で技術開発対価の未払いや中核資料の欠缺等により、技術秘密の帰属について実質的な争いが存在したため、最終的には民事手続によって営業秘密の帰属を明確化した後、刑事審査を進めることとされ、不当な刑事責任追及が回避された事例がある。

民事・刑事ルートを選択戦略

いずれの権利行使手段を選択すべきか、案件全体の状況を総合的に考慮して判断すべきであり、具体的には以下の要素が参考となる。

(1) 刑事司法環境の支援度

権利行使を行う地域における公安機関の企業保護意識、保護の強度、営業秘密事件の取扱いに対する積極性、ならびに担当者の専門的経験の有無を考慮する必要がある。

(2) 営業秘密の性質—技術秘密か、営業情報か

営業情報は、非公知性の認定に不確実性が大きく、損害結果について直接的証拠を得にくいいため、刑事告発が成功する可能性は相対的に低い。

(3) 損害額およびその量的評価の難易度

侵害行為による経済的損害が刑事立件基準に達し、かつ損害の量的証拠を取得しやすい場合には、刑事告発が現実的となる。一方、損害の正確な算定が困難な場合には、民事手続における柔軟な賠償請求方法がより有利となる。

(4) 侵害行為の悪質性および秘匿性

悪意による窃取、大規模な漏洩、重複侵害等の悪質な案件では、刑事手段による抑止が権利者保護の観点から重要となる。また、関係者が複雑で侵害行為が高度に秘匿され、損害結果の把握や証拠収集が困難な場合には、刑事手続における強制的な証拠収集能力がより大きな役割を果たし得る。

(5) 損害賠償獲得を重視するか否か

十分な金銭賠償の獲得を主目的とする場合には、民事手続がより適合し、懲罰的賠償の主張も可能である。一方、侵害行為の抑止や侵害者に対する徹底的な刑事責任追及を目的とする場合には、刑事告発の方が制裁効果を発揮しやすい。

(6) 訴訟コスト

民事手続では、訴訟の全過程にわたり法律サービスが必要となる。他方、刑事告発では、立件前の準備作業が集中的かつ重点的となる一方、立件後は公権力機関の関与が大きくなるため、弁護士費用や鑑定費用等のコスト構造が異なる。

行政保護ルートを選択について

近年、中国の国家政策による後押しを受け、営業秘密に関する行政救済制度が徐々に機能を発揮し始めている。これは、侵害の手掛かりや侵害者情報を部分的にしか把握していない初期段階の案件、または刑事立件要件を満たさないものの、行政機関の公権力による調査・証拠収集を必要とする案件に特に適しており、行政ルートは効率性の面で優位性を有する。

実務上、市場監督管理部門は、法令に基づき、現場検査、涉案物品の差押え、関連口座の照会等の手段を通じて、侵害行為に関する核心的証拠を迅速に取得することができる。事例が複雑である場合や専門的技術問題を含む場合には、法定資格を有する専門機関に技術鑑定を委託し、証拠の権威性および信頼性を確保することも可能である。

また、行政手続においては、行政機関が当事者間の賠償問題について調停を行うことができ、間接的に賠償請求の実現を図ることができる。重大な侵害行為において、刑事犯罪の疑いがあると判断された場合には、行政機関が事件を公安機関へ移送し、刑事責任追及に移行することもあり得る。

中国国家市場監督管理総局は、営業秘密の行政保護を継続的に強化してい

る。2022年3月には、全国営業秘密保護イノベーション試行事業を開始し¹、2025年10月時点で全国に約3万か所の営業秘密保護サービス拠点が設置され、6か所の全国試行地域において条例・ガイドライン・標準等の制度的成果が計434件公表されている²。さらに、2025年4月には「営業秘密保護規定（意見募集稿）」を公表し、社会に対して意見を広く募集した³。同年9月には「中国不正競争取締執行年次報告（2024）」を発表した⁴。報告書によれば、市場監督管理総局は、法治基盤の強化、執法事件処理の強化、協同共治の促進、営業秘密保護の強化および競争文化の醸成を重点として、不正競争防止業務を継続的に深化・拡充している。2024年には、全国で各種不正競争案件を計1万4,200件摘発し、没収・罰金総額は8億500万元に達し、そのうちインターネット上の不正競争案件は5,165件であった。

これらの政策の制定および実施は、営業秘密の行政的保護に強固な制度的基盤を提供するものであり、行政機関の執行における専門性および主体性は着実に向上している。行政保護制度は、探索と実践を通じて不断に完善されつつあり、権利者に対してより効率的かつ簡便な権利救済ルートを提供している。

上海市華誠律師事務所

2026年3月12日

付属資料

1. 守秘契約（買収先、併合先用、中国語版）
2. 守秘契約（外部第三者用、中国語版）

¹ 市場監督管理総局「全国営業秘密保護イノベーション試行事業実施方案」を公布することに関する通知（国市監競争発〔2022〕26号）

² 中国中央テレビ（CCTV）ニュース「市場監督管理総局：全国に営業秘密保護サービス拠点を約3万か所設置」
https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_f602e752323a44c4b96cbdf59e39a477.html

³ 市場監督管理総局「『営業秘密保護規定（意見募集稿）』に関する意見公募についての公告」
https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html

⁴ 市場監督管理総局「『中国不正競争取締執行年次報告（2024）』（中英文版）の公表」
https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_a89247aa976645b18a735b9f9151d432.html

保密协议

甲方（披露方）：

法定代表人：

住所地：

授权代表：

联系电话：

乙方（接收方）：

法定代表人：

住所地：

授权代表：

联系电话：

本协议中，甲方、乙方单独称为“一方”、合称为“双方”或“各方”。

鉴于，双方拟就_____（以下简称“本项目”）进行合作，一方（“披露方”）已经或将要向对方（“接收方”）披露保密信息。鉴此，为确保该等保密信息得到有效保护，经双方友好协商，达成本协议约定如下。

1. 定义

1.1 在本协议中，“保密信息”系指披露方因本次交易向接收方披露的、不为公众所知悉且具有商业价值的技术信息、经营信息及其他相关信息。包括但不限于：

- 1) 任何技术类信息，包括并不限于核心技术参数、未公开专利申请、生产工艺、研发数据、技术文档、产品原型、技术方法、技术方案、技术诀窍和工序、技术设计和规格、技术模型、算法和流程、产品配方等；
- 2) 经营信息，包括并不限于公司投融资计划及发展规划、公司体系认证材料、未公

付属資料 1 守秘契約(買収先、併合先用、中国語版)

开的宣传材料、投标信息、客户信息、供应商信息、合作伙伴信息、年度采购计划与预算、销售及服务策略、渠道信息及合作模式、未公开的产品服务价格及定价原则、项目成本及利润、未公开的产品规格和命名、产品计划、未公开的研发产品和研发项目信息、未公开的合同、订单等；

- 3) 其他商业信息，包括并不限于未被公开的会计凭证、财务报告、银行流水及资金报告、银行开户资料及回单、月度分析报表、收入成本、内控手册和报告、专项核查报告、公司资产等财务信息。人员管理模式、候选人面试及录用信息、培训课件等资料、员工访谈记录、部门人才盘点信息组织架构信息员工个人信息及档案材料员工薪酬信息表、员工股权激励文件材料和信息表、激励性文件和数据等。
- 4) 满足 1.1 条定义的其他商业信息。

上述保密信息可以以数据、文字及记载上述内容的资料、光盘、软件、图书等有形媒介体现，也可通过法律法规认可的其他介质形式传递。

双方一致同意，上述保密信息不包括如下信息：

- 1) 接收方在披露方提供之前就已通过合法方式知晓的；
- 2) 接收方从公共领域通过正常途径获得的信息，或非因接收方违反本协议的规定而已经是或成为公开的信息。

1.2 本协议所指“披露方”、“接收方”均包括其关联方及相关人士，“相关人士”包括但不限于一方的公司股东、董事、高管、雇员、咨询师、代理人、顾问、或以协议或者其他方式能够直接或间接地控制相关法律实体的管理及决策的方向或对其产生影响的所有者。

1.3 本协议所指“关联方”是指任何直接或间接控制一方、被一方控制或与一方受共同控制且仍在该种控制之下的法律实体。“控制”、“被控制”、“受共同控制”是指所有权被直接或间接地持有，即持有大于或等于 50%的已发行的具有投票权的证券或股本、或在相关法律实体中的其他类似的股东权益或所有者权益；或在不存在该等所有者权益的情况下，以协议或者其他方式能够直接或间接地控制相关法律实体的管理及决策的方向或对其产生影响。

2. 保密义务

- 2.1 接收方不得正当的获取、披露、使用（以及许可他人使用）披露方的保密信息。接收方同意仅将保密信息用于本项目之目的，而不得将保密信息用于任何其他目的（包括但不限于将此保密信息的全部或部分进行仿造、对产品进行拆卸、测绘、分析等反向工程行为，委托第三方实施反向工程、逆向推导等）。
- 2.2 接收方应对披露方所提供的保密信息按本协议约定予以保密，并至少采取适用于对自身保密信息同样的保护措施和审慎程度进行保密，保密手段包括但不限于电子信息需加密存储、限制访问权限，纸质信息需专柜保管、登记借阅、禁止通过非加密渠道传递保密信息，禁止私自复制、摘录等。
- 2.3 保密信息将由接收方根据本协议的条款进行保密，不得对外披露，但以下情形除外：
 - 1) 经披露方事前书面同意进行的披露；
 - 2) 应法律、法规、司法程序、任何政府机关、证券交易所及其他履行政府职能的机构之要求进行的披露，但在法律允许的前提下，接收方应在法律或前述政府或司法机关允许的情形下，自收到该等披露通知/要求之日起及时通知披露方，以便披露方就该等强制披露决定进行申辩。
- 2.4 在接收方向任何相关人士提供保密信息之前，接收方应向其提示保密信息的保密性和应承担的义务，并保证该等相关人士承担保密责任的程度不低于本协议规定的程度，并且接收方对任何经其知悉保密信息的人士违反保密义务的行为承担责任。
- 2.5 在披露当时，如果双方已书面明确表示非为合作之目的保密信息不得复印、复制或储存于任何数据存储或检索系统，任何一方不得复印、复制或储存保密信息，合作终止时应依据第 2.6 条的约定将该等复印或复制保密信息归还提供方或进行销毁并提供销毁证据。
- 2.6 在项目结束时或者根据披露方的要求，接收方应销毁（并提供销毁证据）或归还所有披露方提供给接收方或其相关人士的保密信息、任何复印件和翻译文件及其载体。为免疑义，返还以及销毁保密信息并不免除接收在本协议项下的保密义务。尽管有前述约定，接收方有权基于法律、法规和合规政策的要求

付属資料 1 守秘契約(買収先、併合先用、中国語版)

而保留保密信息副本。该种情况下接收方仍需就上述留存的保密信息承担本协议项下的保密义务。

- 2.7 若发现保密信息存在泄露风险或已泄露，接收方需立即通知披露方，并配合采取补救措施减少损失。
- 2.8 接收方不得对披露方的雇员进行招揽。
- 2.9 签署保密协议后，就保密协议所述项目，接收方不得直接或间接绕过披露方寻找任何第三方就该项目的合作机会进行洽谈等。

3. 保密期限

接收方对商业秘密的保密义务持续至该信息成为公开信息之日止。

4. 违约责任

- 4.1 接收方内部人员的泄密行为视为接收方违约，接收方外聘的第三方泄密行为视为接收方违约，接收方需承担主要责任，第三方承担补充连带责任。
- 4.2 一方有违反本协议约定的行为，无论故意与过失，均应当立即停止侵害，并在第一时间采取一切必要措施防止保密信息的扩散、尽最大可能消除影响。
- 4.3 一方有违反本协议约定的行为，还应向守约方赔偿由此给守约方造成的所有直接损失。同时，守约方为向违约方追偿损失而支出的律师费、公证费、评估费、差旅费等合理费用亦由违约方承担。
- 4.4 违约方应向守约方支付违约金人民币【】元，即本协议所述项目拟披露信息估值预估合作金额的【】%。

5. 适用法律及争议解决

本协议适用于中华人民共和国法律及管辖。与本协议有关的任何纠纷或争议应通过友好协商解决。如不能通过友好协商解决，任何一方可将争议提交至【合同签订地】人民法院诉讼解决。

6. 其他

- 6.1 双方同意，本协议的签订并不表明任何一方有义务必须披露任何特定信息。

付属資料 1 守秘契約(買収先、併合先用、中国語版)

- 6.2 双方同意，本协议没有授予任何一方任何专利、版权、商标或其它知识产权的许可与使用。
- 6.3 双方同意，本协议的签订并不表明双方达成了任何投资、合作及联盟的意向、备忘录、合同或协议，也不表明双方形成了任何投资、合作及联盟的关系。因而任何一方不得向第三方声称双方已形成了任何投资、合作及联盟的关系。
- 6.4 本协议双方同意，任何一方没有或迟延行使本协议项下任何权利、权力或特权均不构成放弃该等权利、权力或特权，且任何单独或部分行使行为均不排除任何其它或进一步的行使行为或对本协议项下任何权利、权力或特权的行使。
- 6.5 如本协议的任何条款被认定为无效或不可执行，该等无效条款将不影响本协议任何其它条款的有效性及可执行性。
- 6.6 双方可以书面形式对本协议进行修改或另行达成补充协议，补充协议与本协议具同等法律效力。
- 6.7 任何一方不得将本协议项下的全部或部分权利和义务转让给其他第三方。
- 6.8 双方在本协议签署前达成的任何口头或书面的协议或约定，如与本协议冲突，则以本协议内容为准。本协议和双方在本协议项下的义务应约束该等当事方的受让人和继承人。
- 6.9 本协议一式两份，双方各执一份，两份具有同等法律效力。

甲方（盖章）：

乙方（盖章）：

法定代表人/授权代表（签字）：

法定代表人/授权代表（签字）：

签署日期： 年 月 日

签署日期： 年 月 日

保密协议

甲方：

法定代表人：

住所地：

联系电话：

乙方：

法定代表人：

住所地：

联系人：

联系电话：

鉴于甲方拟开展或参与并购交易，乙方受甲方委托，为本次并购提供【具体服务内容，如律师服务、审计服务、财务顾问服务等】。为保障并购过程中保密信息的安全，明确乙方的保密责任与义务，依据《中华人民共和国民法典》《中华人民共和国反不正当竞争法》等相关法律法规，甲乙双方本着平等自愿、诚实信用的原则，结合本次并购专项需求，特签订本协议，以资共同信守。

一、保密主体

- 1、乙方及乙方雇员、项目团队成员等所有参与本次服务的人员，属于本协议约定的保密主体。
- 2、乙方应在本协议签署后 3 个工作日内，向甲方报备参与人员名单及信息接触范围，经甲方确认后生效。
- 3、乙方需确保所有相关人员知晓本协议保密义务，相关人员需签署个人保密承诺书作为本协议附件。

二、保密信息及保密范围

- 1、保密信息指甲方因本次交易向乙方披露的、不为公众所知悉且具有商业价值

付属資料 2 守秘契約(外部第三者用、中国語版)

的技术信息、经营信息及其他相关信息。包括但不限于：

- 5) 任何技术类信息，包括并不限于核心技术参数、未公开专利申请、生产工艺、研发数据、技术文档、产品原型、技术方法、技术方案、技术诀窍和工序、技术设计和规格、技术模型、算法和流程、产品配方等；
- 6) 经营信息，包括并不限于公司投融资计划及发展规划、公司体系认证材料、未公开的宣传材料、投标信息、客户信息、供应商信息、合作伙伴信息、年度采购计划与预算、销售及服务策略、渠道信息及合作模式、未公开的产品服务价格及定价原则、项目成本及利润、未公开的产品规格和命名、产品计划、未公开的研发产品和研发项目信息、未公开的合同、订单等；
- 7) 其他商业信息，包括并不限于未被公开的会计凭证、财务报告、银行流水及资金报告、银行开户资料及回单、月度分析报表、收入成本、内控手册和报告、专项核查报告、公司资产等财务信息。人员管理模式、候选人面试及录用信息、培训课件等资料、员工访谈记录、部门人才盘点信息组织架构信息、员工个人信息及档案材料员工薪酬信息表、员工股权激励文件材料和信息表、激励性文件和数据等。
- 8) 满足 1.1 条定义的其他商业信息。

上述保密信息可以以数据、文字及记载上述内容的资料、光盘、软件、图书等有形媒介体现，也可通过法律法规认可的其他介质形式传递。

双方一致同意，上述保密信息不包括如下信息：

- 3) 乙方在甲方提供之前就已通过合法方式知晓的；
- 4) 乙方从公共领域通过正常途径获得的信息，或非因乙方违反本协议的规定而已经是或成为公开的信息。

2、乙方仅可将保密信息用于提供本次约定服务的唯一用途，不得用于自身业务、其他客户服务或非约定场景。

3、未经甲方书面同意，乙方不得向任何第三方披露保密信息；因法律要求需披露的，应提前 5 个工作日通知甲方。

三、保密义务

付属資料 2 守秘契約(外部第三者用、中国語版)

- 1、乙方应采取一切必要措施来保护信息的保密性，并防止任何非授权第三方访问信息。所采取的保护措施和谨慎度，不得低于乙方保护其自身的保密信息所采取的相同措施和谨慎度。
- 2、乙方应当严格按照约定方式【企业网盘、电子邮件等】获取披露信息，如通过其他方式取得保密信息，需先向甲方申请审批并取得相应权限等。
- 3、乙方取得保密信息后，只能阅看，不能下载、复制、打印等。如有特殊需求，需申请甲方审批并取得相应权限。
- 4、除非有关政府部门、司法机构要求或根据法律法规要求披露，否则未经协议双方共同协调，不得将任何“保密信息”披露给甲方之委托人及本项目其他中介机构之外的第三方。

四、违约责任

- 1、乙方或其相关人员违反本协议约定，视为乙方违约，需承担相应责任。
- 2、若因乙方泄密导致甲方需向并购交易相对方承担责任，乙方应全额赔偿甲方因此遭受的全部损失（包括直接损失、维权费用等）。
- 3、甲方有权根据违约情节要求乙方整改、更换团队、支付违约金（金额双方约定），情节严重的可解除协议并追偿额外损失。

五、保密期限

乙方对商业秘密的保密义务持续至该信息成为公开信息之日止。乙方相关人员的保密义务不因离职或服务结束而免除。

六、争议解决

因本协议产生的争议，双方协商解决；协商不成的，提交【合同签订地】人民法院诉讼解决。

七、其他

本协议自双方签字盖章之日起生效，一式两份，甲乙双方各执一份，具有同等法律效力。

付属資料 2 守秘契約(外部第三者用、中国語版)

本协议未尽事宜，双方可另行签订补充协议。

甲方（盖章）：

乙方（盖章）：

法定代表人/授权代表（签字）：
字）：

法定代表人/授权代表（签

签署日期： 年 月 日

签署日期： 年 月 日

企業再編・撤退過程における
知的財産権・営業秘密保護のマニュアル

2026年3月

禁無断転載

[発行]

独立行政法人日本貿易振興機構

上海事務所

知的財産部

[協力]

上海市華誠律師事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、2026年3月時点で入手・判明し得たものです。ご利用に際して最新の法律・法規等をご確認いただいた上、ご活用ください。